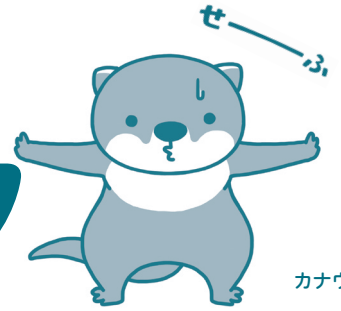




消費者教育 サポートブック



カナウン

教材のねらい ～学びを実生活に生かすために～

成年年齢が引き下げられ、高校生でも18歳になると、成年として自分の意思で契約ができるようになりました。一方でネット社会の進展など社会環境も著しく変化しています。こうした背景から、本教材は基本的な<知識>のみならず、新たな<知識>を自ら得て、実生活に活かすことができるための<実践力>を養うことを目的に作成されました。

教材の特徴と活用の仕方

- 単元ごとに左ページ：ワーク、右ページ：解説で構成されています。
- ワークは、生徒自身で調べてまとめる、各自で実際の対処法を考える、グループで討議する、発表する…といった多様で主体的な活動を想定して作成されています。
- 解説は、文頭にチェック欄□を設置。一つずつ☑しながら、丁寧に読み進めることができるよう工夫してあります。
- 神奈川県の他の教材や関連サイトを参照することで、より深く学ぶことが可能です。本書の **調べ学習** をご活用ください。
- こんなときに…
 - ・技術・家庭科、情報科、社会科などの時間に単元テーマと関連付けて
 - ・総合的な学習の時間を活用して
 - ・夏休みなど長期休暇の際の宿題や在宅学習の課題として…など



目 次

単 元 名	中学生向け STEP UP 対応ページ	高校生向け JUMP UP 対応ページ	解説書該当ページ	
ネット世界の歩き方 家 情 総	STEP 1 … P2～3		P2～3	
ネットとの関わり方 家 情 道 総	STEP 2 … P4～5	JUMP 1 … P2～3	P4～5	
契約ってなに? 家 社(公)	STEP 3 … P6～7	JUMP 2 … P4～5	P6～7	
ネットショッピングをする前に 家		JUMP 3 … P6～7	P8～9	
消費者トラブルを避けるには 家	STEP 4 … P8	JUMP 4 … P8～9	P10～11	
いろいろな支払い方法を知ろう 家 社(公)	STEP 5 … P9		P12、14～15	
		JUMP 5 … P10～11	P12～15	
生活を設計しよう 家		JUMP 6 … P12～13	P16～17	
消費者市民社会を目指そう 家 社(公) 総	STEP 6 … P10～11	JUMP 7 … P14～15	P18～19	
展 開 例	<1> STEP2 ネットとの関わり方	STEP 2 … P4～5	(JUMP 1 … P2～3)	P20
	<2> STEP6 消費者市民社会を目指そう	STEP 6 … P10～11	(JUMP 7 … P14～15)	P21
	<3> JUMP5 いろいろな支払い方法を知ろう	(STEP 5 … P9)	JUMP 5 … P10～11	P22
	<4> JUMP6 生活を設計しよう		JUMP 6 … P12～13	P23
消費者教育 情報 INDEX			P24	



ネット世界の歩き方

中学 STEP1

ねらい

- ・インターネット使用时には、さまざまなトラブルに遭う可能性があるということを理解できるようにする。
- ・日常生活の中でのトラブルを予測する力を養う。
- ・想定されるトラブルに対し、対策を考えられるようにする。

進め方のヒント

- ・導入では、日頃のインターネットとの関わり方を各自で振り返り、話し合いや発表の中からトラブルにつながりそうな事柄を取り上げ、「ケースA」「ケースB」に導くようにします。
- ・ケースA、Bにとどまらず、生徒の話し合いの中で出てきた、異なるケースについても加え、検討していくことも考えられます。 <生活課題の発見>
- ・「①考えられるトラブル」「②対策」は、生徒の生活経験や生徒用テキスト右ページの解説のほかに、関連資料や関連サイト、先生や講師の話などから情報を収集し、考えるようにします。(特に下記 **調べ学習に** を参照) <解決方法の検討と計画>
- ・インターネットの利用状況は生徒によって差があるため、グループで取り組み、学び合うようにするとよいでしょう。
- ・考えた「②対策」は、家庭で各自、実践するように促すようにします。 <実践活動>

調べ学習に

「インターネットの危ない世界」を体験しよう！ PART1(動画)
5. オンラインゲーム (神奈川県消費生活課)



解説

「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)によると、満10歳から満17歳の97.7%が、スマートフォン・携帯ゲーム機・タブレット・ノートパソコンなどの機器でインターネットを利用していると回答しています。また、インターネットを利用するとした子どものうち、自分専用のスマートフォンを利用する割合(専用率)は中学生が91.1%、高校生は99.3%と、小学生(10歳以上)の63.3%から一気に専用率が高まっていることがわかります。

インターネットが身近になったことで、利用についてさまざまなトラブルも増加しています。テクノロジーの進化に伴い、次々に新しい手口が登場していることから、トラブルに関する情報を収集し、そこから対策を考える力を養うことが大切です(P3コラム参照)。

中学 STEP1 - P2

STEP1. ネット世界の歩き方 ワーク



ワーク

下の「ケースA」「ケースB」のカナウソの言葉を読み、次の①、②に取り組みよう。

- ①どのようなトラブルに遭う可能性があるか調べ、「考えられるトラブル」を書き出してみよう。
- ②トラブルに遭わないためには、どのようなことに気を付けたらよいか「対策」を考えてみよう。

ケースA

面白そうなアプリはスマートフォンにどんどんダウンロードする！なの～

ケースB

無料のオンラインゲーム、どんどん勝ちたい！進めたい！なの～

カナウソ

① 考えられるトラブル

- ・迷惑メールが届くようになった
- ・スマートフォンに保存してある電話帳の情報が流出した など

① 考えられるトラブル

- ・有料のアイテムを購入してしまい、多額の請求がくる
- ・ゲームで知り合った人との間でトラブルが起きる
- ・ゲームをし過ぎて成績が悪くなる など

カナウソ

② 対策

1. 安易にアプリをダウンロードしない
2. 信頼できる開発元かなどを、レビューや検索などで確認する
3. フィルターやセキュリティソフトなどを利用する など

② 対策

1. アイテムの購入のルール(限度額)を決めておく
2. ゲームで知り合った人に会ったり、個人情報を教えてはしない
3. ゲームで遊ぶ時間・場所などのルールを家族と決めておく など

カナウソ

ケースA 無防備なダウンロードが引き起こすトラブル

スマートフォンにアプリをインストールした途端、たくさんの迷惑メールが届くようになった…というケースが多発しています。これは、悪意のあるアプリが個人情報をどこかに流出させたことが原因です。

→被害に遭った場合には…

一度盗まれてしまった情報を取り戻すことはできませんが、これ以上の情報流出を防ぐためにまず疑わしいアプリを削除します。「メモリの最適化」「バッテリーを長持ちさせる」「音楽の無料ダウンロード」といった無料アプリに危険なものが多いといわれています。

→被害に遭わないために…(対策)

①セキュリティソフト(アプリ)を導入する

スマートフォンは、パソコンと同様にウイルスや不正な動作に対するセキュリティ対策ソフト(アプリ)の設定を必ず行うようにします。

セキュリティソフト(アプリ)は、ウイルスなどの

マルウェアに対する予防や対処、不正侵入防止、有害サイトの警告、プライバシー保護などを行ってくれます。

②OS（基本ソフト）、セキュリティソフト（アプリ）は小まめに更新する

新しい脅威が次々に出てくるため、更新（アップデート）を小まめに行うようにします。

③ダウンロードは、信頼できるかよく検討してから

アプリの制作者（開発元）や、レビューを確認します。レビューは数が多く、評価が高く、ネガティブなコメントが少ないものが、比較的信用できるといわれています。

④「情報へのアクセスを許可」する前に内容の確認を

アプリの機能と無関係な情報へのアクセス許可を求め、情報を盗み取る不正アプリもあります。

また、アプリ経由でメルマガなどの受信を承諾したことで、登録したメールアドレスに大量のメールが届くケースも。「関連企業への情報共有を許諾する」といったチェックボックスにチェックが入っていないかを確認するようにしましょう。登録はGmail, Yahoo!メールなどの会員登録用のサブアドレスを使うようにするのもよいでしょう。

①～④の方法を行っても100%安全とはいえません。常にリスクを意識し、トラブルに関する情報を収集するようにすること、不具合が起きた場合には、どのようなときに症状が起こったのかを確認しておくことも大切です。

ケース B オンラインゲームの課金

オンラインゲームをクリアするためにアイテムを購入していたら、翌月のスマートフォンの通信料とアイテム代金の請求額が高額になってしまった…というケースが発生しています。ゲームが無料でもアイテムは有料の場合がほとんどです。

→被害に遭わないために…（対策）

- ①家庭で利用の仕方やお金の使い方などのルールを決めてから使う
- ②IDやパスワードをしっかりと管理する
不正アクセスによる個人情報の漏えいや、アイテムの盗難などのトラブルも発生しています。

- ③ゲームで知り合った人に個人情報（P4参照）を教えない
お金のトラブルや、アカウントを不正に利用されるトラブルも。また、ゲームを通じて親しくなり、直接会うことで、犯罪に巻き込まれるケースも多発しています。

その他 教えておきたいケース

ワンクリック詐欺

アダルトサイトにアクセスしたところ、いきなり「登録完了しました」と表示され高額な請求を受けた、請求表示が画面に張り付いて消えない…といった事例が報告されています。

→被害に遭った場合には…

- ①慌てて業者へ連絡しない。
- ②保護者や先生、消費生活センターなどに相談する。
- ③請求画面の張り付きを削除するには、情報処理推進機構（IPA）のホームページ「情報セキュリティ安心相談窓口」を参考に。

情報セキュリティ安心相談窓口 

→被害に遭わないために…（対策）

- ①不用意にアクセスしたりクリックしない
- ②セキュリティソフト（アプリ）を導入、最新の状態に
- ③フィルタリングサービスを利用する

フィルタリングは、有害サイトを一定の基準で判別し、「アダルトサイト」「出会い系サイト」「暴力的な表現のあるサイト」などの閲覧を制限するサービスです。

パソコンだけでなく、携帯電話各社なども、さまざまな機能を持ったフィルタリングサービスを無料で提供しています。夜中から早朝にかけて全サイトへのアクセスを停止する「時間帯による接続制限」もあります。

「青少年インターネット環境整備法」により、18歳未満の青少年が使用する携帯電話やスマートフォン（インターネットに接続できる端末）には、原則として、フィルタリングを設定しなければなりません。また、「神奈川県青少年保護育成条例」により、やむを得ない理由がない限り保護者はフィルタリングを解除することができません。

生徒が自ら情報を収集し、対策を考えられるように…



インターネットの世界は変化が激しいため、トラブルも次々にいろいろな形で生じてきます。今後は、FinTech（P17参照）の普及も予測され、新しいテクノロジーの利便性を享受できる一方で、各個人の危機管理能力も問われる時代になっていきます。

こうした時代に対応するべく、神奈川県や市町村、消費者庁などの省庁、事業者団体などが、さまざまな啓発資料やサイトなどで情報を提供しています。変化する社会情勢に消費者として対応していくためには、こうしたさまざまな情報が発せられているということに気づき、自ら情報を収集し、読解し、トラブルに遭わないための対策を考える…といった生活態度を身に付けることが必

要です。

本教材は、左ページのワークに取り組むにあたり、右ページの解説を読んで、記入したり、その情報を基に対策を考えるように作られています。

しかし、解説ページに限らず神奈川県の他の教材、サイトをはじめとする、さまざまな情報を参考にしたいと願っています。いろいろな情報が、さまざまなところから発せられているということを知り、それらの信用性をはかりつつ読み、理解する習慣をつけることは、消費者として生涯、学んでいくために極めて重要だからです。

最終ページの **消費者教育 情報INDEX** も併せて、ぜひ活用ください。



ネットとの関わり方

中学 STEP2

高校 JUMP1

ねらい

- ・SNS^{*1}におけるコミュニケーションの特性を理解し、情報を発信する際に配慮しようとする態度を養う。
- ・個人情報や個人の特定につながる情報とはなにか理解し、発信する際に気を付けることができるようにする。
- ・自分と他の人の見方や考え方に違いがあることを理解し、トラブルや誤解が起きないためにどうしたらよいか、考えられるようにする。

進め方のヒント

- ・インターネットにおける情報発信の経験は個人差があるため、生徒の生活実態を事前によく把握し、実態に応じて進めるようにしましょう。
- ・<ワーク1>のイラストや実際の動画や画像などから、個人が特定される恐れのあるものを、自分自身で発見できるよう、十分な時間を与えるようにします。 **<生活課題の発見>**
- ・「②他の人が嫌な思いをすること」については、グループで話し合うなどして、人によって「嫌な思い」が違うことに気付かせるようにします。 **<生活課題の発見>**
- ・<ワーク2>「SNSなどに投稿する際に気を付けたいポイント」は、右ページの解説のほか、関連資料や関連サイトの調べ学習や、先生や講師の話など広く情報を収集し、まとめられるようにすると学習が深まります。 **<解決方法の検討と計画>**

*1 SNS…Social Networking Serviceの略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサービス。

解説

「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」(内閣府)で、スマートフォンでインターネットをする際の利用内容を聞いたところ、中学生では79.4%、高校生で85.9%の生徒が「投稿やメッセージを交換する(メールやチャットを含む)」と答えており、自分のスマートフォンを持つことで、いろいろな人と交流したり、情報を発信したりしている様子がうかがえます。

また「撮影や作成、記録をする」と答えた中学生は31.1%、高校生39.7%となっており、そのうちのそれぞれ16.5%、21.4%の生徒は配信した経験があると答えています。昨今は「17(イチナナ)ライブ」「Pococha(ポコチャ)」といった動画配信アプリが人気を集めています。中には、視聴者が応援している配信者(ライバー)に「投げ銭」を送り、配信者はこれを換金するなどして収入が得られるなど、手軽に両者がコミュニケーションをとったり、金銭のやり取りをしたりできるものもあります。

こうしたSNSなどの利用は、生徒は学校で公言しない傾向にあるため、実態を把握しにくいものです。本ワークを手掛かりに、「話してはいけないこと」から「困った時は聞いて良いもの」としていくことも大切です。

中学 STEP2 - P4

高校 JUMP1 - P2

STEP2. ネットとの関わり方 ワーク

JUMP1.

ワーク1

カナウソは、ダンスを踊って動画投稿サイトに投稿しました。イラストは、その動画の画像です。

①左の投稿には、「どこの誰か」といったことが分かってしまう「個人情報」が含まれています。こうした「個人情報」につながると思われる画像上の情報に○をし、何が分かるか考えてみよう。

②投稿した動画や画像で、他の人が嫌な思いをすることもあります。上の投稿を見て、気を付けた方がよいと思う点を書こう。

- ・一緒に写っている人には、投稿してもよいか確認する
- ・背景に写り込んでしまっている人がいないか気を付ける
- ・#(ハッシュタグ)も傷つく人がいないか、一度立ち止まって考えてから付けるようにする

ワーク2 SNSなどに投稿する際に気を付けたいポイントを考え、まとめよう。

- ・氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどを書かない
- ・制服、住所が特定されるような場所が写った写真・動画は投稿しない
- ・投稿する写真は、GPS機能をオフにして撮影したものにする
- ・世界中の人に見られることを意識する
- ・一度投稿したものは、削除することが難しいということを考えてから投稿する

1. 「個人情報」がないかチェックしましょう

個人情報保護法では、「個人情報」を「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)、または個人識別符号が含まれるもの。」と定義しています。SNSでは、氏名や住所、メールアドレスなどを書かないようにしていても、写真に写っている風景から住所を特定されたり、友人とのSNS上の会話から学校が推測できたりする可能性もあります。

こうして特定された個人の情報が、ストーカーや空き巣、脅迫などの被害に悪用されるケースもあります。

<個人が特定されないように注意したいもの>

画像・動画…顔、目に写り込んだ風景、制服、教室など学校の施設、背景の建物や看板・掲示物など、位置情報書き込み…店や地域の行事などの話題、学校や部活の行事の話題、ハッシュタグ(＃)の内容 など

2. 「人が嫌がる書き込み」に気を付けましょう

「LINE」など無料通話アプリのグループトークで行われる“いじめ”や“仲間外れ”が問題となっています。

①特定の子に対し、発言を無視する ②特定の子にとって不快な写真や動画をグループで共有する ③特定の子を外したグループを作り、悪口を言う ④特定の子をグループから突然外す…などは、いずれも“いじめ”であることを自覚する必要があります。

また“いじめ”ではないにしても、「人が嫌がる書き込み」があることを理解することも大切です。自分が写り込んでいる写真を投稿された、自分の話を投稿された…などのほか、スタンプも使い方によっては、相手は「嫌なこと」と感じる場合があります。

発展 ワーク

生徒用テキスト（中学生向け P5、高校生向け P3）の発展ワークを活用して、自分と他の人との感覚の違いについてグループで考えてみましょう。

- ・発展ワークの a~d について、各自、「嫌なこと」と感じる順に並べてみましょう。
- ・並べた結果を、グループで見せ合ってみましょう。
- ・順番は、皆同じだったでしょうか。自分が嫌だと思うことや、他の人が嫌だと思うことについて、感じ方の違いを話し合ってみましょう。

3. 「著作権」を尊重しましょう

SNSなどに発信する際には、著作権を考慮する必要があります。著作権は著作者人格権と著作権（財産権）の二種類あり、著作者人格権には公表権、氏名表示権、同一性保持権などが、著作権（財産権）には複製権、上演権・演奏権、上映権などがあります。また、著作権には著作物が含まれ、この著作物とは人間が創作したものであって、小説や絵画などそのアイデアを具体化したものをいいます。例えばモナリザの絵のような名画の著作権は、創造時から死後70年の保護期間が終われば誰でも利用できます。しかし、著作者人格権は作者の死後も保護され、著作者の人格を侵害するような改変はできないことになり、著作権者に無断で著作物を複製したり、録音・録音したり、編集したりすることは著作権の侵害となります。

著作権の侵害は、侵害行為の差止請求、損害賠償の請求、慰謝料請求などの民事上の請求の対象となり、被害者から告訴があれば刑事事件の対象にもなります。

また、有名人が写った写真には、被写体のタレントには肖像権やパブリシティ権、カメラマンには著作権が生じています。好きなタレントの写真を手勝手に使用することは、これらを全て侵害していることとなります。

<トラブルを避けるために知っておきたい手法>

・顔のほか、制服、教室など学校が分かるもの、背景の

調べ学習に

「インターネットの危ない世界」を体験しよう！ PART2
(神奈川県消費生活課)



建物や看板などが写っていないかを確認し、写っている場合には、スタンプやボカシを使う。

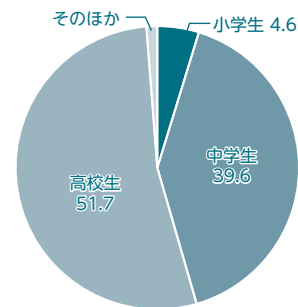
- ・写真を撮って載せる際は、GPSの位置情報がオフになっているか確認する。
- ・店や地域の行事などの話題、学校や部活の行事の話題は、公開のタイミングをずらす。
- ・ハッシュタグ（#）の言葉が、個人情報や特定されたり、人を傷つけたりすることがないか確認する。
- ・不特定多数の閲覧を避けるために、ハッシュタグ（#）を減らす。
- ・視聴者が自由に動画をダウンロードしないよう、ダウンロード「オフ」の設定がある場合には利用する。
- ・コメント「不可」の機能を利用する。
- ・感情的になっているときには、ネットから離れる。

SNS上の“優しい人”に要注意 危険にさらされないために

「令和3年 通信利用動向調査報告書」（総務省）によると、13歳から19歳のうちSNS（Facebook、Twitter、LINE、Instagramなど）を利用している割合は83.5%で、そのうち17.5%が「新たな交流関係を広げる」ことを利用目的に挙げています。

しかし一方で、2021年のSNS（出会い系サイトを除く）に起因する被害児童数は1812人に上り、このうち39.6%を中学生が、51.7%を高校生が占めています（「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」警察庁・グラフ参照）。神奈川県内においては、2021年のSNSに起因する事案の被害児童数は193人と前年より26人増加しています。

SNSに起因する事犯に係る被害児童の割合



いわゆる「出会い系サイト規制法」により、18歳未満の利用や性行為を誘う書き込みが禁止されるなどの措置が取られていますが、SNSは規制の対象外です。SNSなどで知り合った相手とは会わないこと、自分の個人情報を教えないこと、また顔や体を含む個人情報が写った写真などを送らないなど、気を付ける必要があります。

SNSとの付き合い方を教える際には、正しい使い方を考えさせると同時に、SNSにより問題が起きた場合や、心よりどこをSNSに求めないよう、下記の相談窓口なども教えておきたいものです。

【24時間子ども SOS ダイヤル】
(県立総合教育センター)

0120-0-78310

学校教育や家庭教育に関わる、さまざまな悩みに対応。365日・24時間受付。

神奈川県警察
【少年相談・保護センター】





ねらい

- 消費生活における契約の重要性に気付く。
- 売買契約の基本的なルール、契約解消の方法などについて理解する。
- クーリング・オフについて正しい知識を身に付け、契約解除通知書に記入することができるようにする。

進め方のヒント

- 導入では、<ワーク1>のクイズを活用し、身近な消費行動が「契約」に基づくものだとすることに気付かせます。 <生活課題の発見>
- <ワーク1>を解説する中で、売買契約の基本的なルールについての知識を身に付けられるようにします。 <解決方法の検討と計画>
- <ワーク2>のクーリング・オフのハガキ（契約解除通知書）に、実際に記入するようにします。各自がワークに取り組み、自分の力で記入できるように援助し、実際に行動することへの抵抗感をなくすように配慮しましょう。 <実践活動>

(注1) 契約日と契約書面をもらった日が違う場合は、両方の年月日を書くこと。契約日は契約の特定、契約書受領日はクーリング・オフ起算日。
 (注2) お金を支払っていなければ記載不要。
 (注3) 商品を受け取っていない場合は記載不要。
 なお、1回払い以外のクレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同時に同様の通知をしなければなりません。その通知で販売契約も連動して解除となりますが、販売会社とクレジット会社の両方に通知を出した方が賢明です。

解説

■ 契約ってなんだろう？

「契約」とは、個人の自由な意思に基づく合意によって成立し、当事者が欲した通りの効果（権利と義務）が法律上付与される約束のことをいいます。「合意」は、「申込」と「承諾」に分解することができます。この両者が揃って初めて契約は成立します。インターネット取引の場合、注文を確認するボタンをクリックすることが「申込」で、注文確認の画面が表示されたりメールが来たりすることが「承諾」になります。また、「合意」は、書面だけでなく、口頭でも成立しますので、契約書がない場合でも契約は成立します。契約が成立すると、契約の当事者は「権利」を得る一方、「義務」を負うこととなります。いったん成立した契約は拘束力を持ち、原則として、解消することができません。「義務」を履行しない場合は、損害賠償責任を負ったり、相手方から契約解除されたりすることもあるので、注意が必要です。契約の成立や効果についてのルールは、「民法」を中心に、「消費者契約法」、「特定商取引法」などの法律が定めています。

<ワーク1>① 答え YES

電話でピザを注文した「申し込み」に対し、お店が「受諾」した時点で、契約は成立しています。

<ワーク1>② 答え No

予約の「申し込み」に対し、お店が「受諾」した時点で、契約は成立しています。原則として一方的に契約をやめることはできませんが、お店のサービスとしてキャンセルができる場合もあります。

中学 STEP3 - P6

高校 JUMP2 - P4

STEP3. 契約ってなに？ ワーク

JUMP2.



ワーク1

契約とは、法的責任を伴う約束のことを言います。「契約」についてどのくらい理解しているか、次のクイズに挑戦し、正しいと思う□に✓をしよう。

- 電話で宅配ピザを注文した。まだ届いていないが、契約は成立している。 YES NO
- A書店でアイドルの写真集を買おうとしたら売り切れていた。予約をして帰宅したら…。なんと家族がB書店で買ってきてくれた！A書店の予約は取り消せる。
- 中学生のCさんは、保護者に相談しないうちに、モデル養成レッスンを受けるために10万円を支払うという契約をしました。この契約は取り消せる。(JUMP2では「高校生」)
- 中学生のDさんは、2,000円のゲームをお小遣いで購入したが、保護者に怒られたので返品しようと思う。このゲームは、返品できる。(JUMP2では「高校生」)
- インターネットで買ったヘッドホンが届いたけれど、色が気に入らなかった。クーリング・オフで契約を解除できる。

※「クーリング・オフ」…一定期間内であれば無条件で申し込みを撤回したり契約を解除したりできる特別な制度のこと。

ワーク2

クーリング・オフを希望するカナウソのために、はがきを書いてあげよう。

SNSのアンケートに答えたら、プレゼントをくれるというので、喫茶店に行くことになったんだ…。

その場の勢いで…3万円の「頭がよくなるサプリ」を買ってしまったけど、やっぱり勉強しなくちゃダメだって気が付いたんだ。だから解約したい！

神奈川 カナウソ 様 20XX年4月1日

金 30,000 円 (送料10% 2,727円)

頭がよくなるサプリ代として

〒123-4567 神奈川県横浜市3区からみ町1-2-3

カナウソ 様

氏名 神奈川 カナウソ

住所 〒333-2222 神奈川県横浜市やまゆり町4-5-6

記入日 20XX年4月7日

▼はがきの場合(裏面)

契約解除通知書

契約日 20XX年4月1日

商品名 頭がよくなるサプリ

商品価格 30,000円

販売会社 サプリあやしや

担当者氏名 わに山 太郎

上記日付の契約を解除します。

つきましては、支払済みの3万円は、直ちに返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。

20XX年4月7日(通知を出す日)

住所 藤沢市やまゆり町4-5-6

氏名 神奈川 カナウソ

▼メールの場合

宛先: XXXXX@XXXX.CO.JP

件名: クーリング・オフ

〇〇株式会社 申中

契約解除通知書

契約日: 20XX年〇〇月〇〇日

商品名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

商品価格: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

販売会社: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当者氏名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

上記日付の契約を解除します。

つきましては、支払済みの〇〇万円は、直ちに返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。

20XX年〇〇月〇〇日(送信日)

住所 〇〇〇〇市〇〇〇〇町〇丁

目〇〇

氏名 〇〇〇〇

(注2) (注3) 6

■ 契約を解消できる場合① ~取消・解除

いったん結んだ契約であっても、例外的に、取消や解除ができる場合があります。例えば、契約締結時に相手方の詐欺や強迫があった場合、相手方による不実の告知や断定的判断の提供があった場合には取消ができます。また、契約締結後に相手方が契約を守らない(債務不履行といえます)場合には、契約の解除ができます。

■ 契約を解消できる場合② ~未成年者取消権

民法では、未成年者には契約をするために必要な判断能力(民法では「行為能力」といいます)が十分に備わっていないため、原則として、親権者等の同意がなければ契約ができないとされています。仮に、未成年者が親権者等の同意なく単独で契約をした場合、未成年者や親権者等はこの契約を取り消すことが出来ます。これを「未成年者取消権」といい、未成年者を保護する役割を果たしています。

● 未成年者取消権の二つの意味

「未成年者取消権」には、二つの意味があるといわれています。一つ目は、「後戻りのための黄金の橋」という意味です。不当な契約や違法な契約を締結してしまった後で

取り消したいと考えた場合、その不当性や違法性を主張・立証するためには多くの証拠をそろえる必要があり実到大変です。しかし、未成年者であれば、その不当性や違法性を主張しなくても、契約時に未成年であることを主張すれば取り消せるので、成年に比べて格段に取消が容易なのです。

二つ目は、「悪質業者からの防波堤」という意味です。未成年者は取消しが容易であるため、このことをよく知る悪質業者は、そもそも未成年者の勧誘を控えてきました。後で取り消されてしまうことが分かっているのに、契約をすることは業者にとっても損だからです。ですから、未成年者は、知らず知らずのうちに、この「防波堤」に守られているのです。

●未成年者取消権が使えない場合!?

親権者からあらかじめ小遣いや仕送りとして渡されている場合、未成年者が自らを成年であると相手方に詐術を用いた場合等には、「未成年者取消権」は使えません。このような場合には、未成年者を保護する必要がないからです。

●成年年齢が引き下げられた!

2022年4月1日、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳、19歳の若者は、親の同意がなくても自分だけの判断で契約を結ぶことができるようになりました。具体的には、クレジットカードを作ったり、証券口座を開いたりすることもできるようになります。

しかし、成年年齢が引き下げられても、18歳、19歳の若者の収入が増えるわけではありません。ですから、本当に必要な買物か、収入に見合わない支出となっていないか等を常に自分で考える必要があります。「収入なくして支出なし」この言葉を肝に銘じて下さい。

<ワーク1>③ 答え Yes

Cさんは未成年者で、必要である法定代理人(通常は両親)の同意がなかったため、未成年者本人や法定代理人が取り消すことができます。

注意 未成年者の契約であっても取り消せない場合

次の契約は、未成年者であっても取り消すことができません。

- ①あらかじめ小遣いとして渡されている範囲での契約(民法5条3項)
- ②法定代理人があらかじめ許可をしている営業に関する取引契約(民法6条)
- ③「自分が成人に達している」と積極的に相手をだましてした契約(民法21条)

<ワーク1>④ 答え No

Dさんは未成年者であっても、あらかじめ小遣いとして渡されている範囲での買い物であるため、取り消すことができません。

■ 契約を解消できる場合③ ~クーリング・オフ

「クーリング・オフ」とは、頭を冷やして考え直す熟慮期間を与え、その期間内であれば消費者が契約を一方的に解除できる制度です。消費者が良く考えずに契約してしまう可能性がある場合に、消費者を保護するための制度です。

●クーリング・オフができる場合は?

「クーリング・オフ」ができるのは、法律や約款に記載がある場合に限られます。例えば、特定商取引法は、以下の6つの取引類型については「クーリング・オフ」を認めています。これらは、不意打ち的な勧誘を受けたり、取引形態が複雑であったりするために、消費者が十分に理解しないままに契約してしまう可能性がある取引

類型なので、特に消費者を保護することとしたのです。なお、法律で「クーリング・オフ」が定められていない場合でも、約款に記載されている場合もあるので、よく確認してください。

取引形態	訪問販売	電話勧誘販売	連鎖販売取引	特定継続的役務提供	業務提供誘引販売取引	訪問購入
クーリング・オフ期間	8日間	8日間	20日間	8日間	20日間	8日間

●クーリング・オフをするには?

申し込み書面または契約書面のいずれか早いほうを受けとった日から起算し、法律や約款に定められた期間内に、契約解除することを書面や電子メールで事業者に伝えます。書面の場合はハガキでも構いませんが、証拠を残すために、事前にコピーを取っておき、配達されたことがわかる形式(特定記録など)で郵送します。電子メールの場合は、契約年月日、購入品名等契約を特定するために必要な情報を記載し、送信メールを保存することが必要です。クーリング・オフ専用フォームの場合は、画面のスクリーンショットを保存します。また、違約金を支払う必要はなく、商品を返品する場合の送料は事業者負担となります。

●ネットショッピングなど通信販売の場合は?

(→P8-9参照)

インターネットショッピングなどの通信販売については、不意打ち的な勧誘を受けたわけではないので、特定商取引法はクーリング・オフ制度を定めておらず、これとは別の解除制度というものを定めています。この解除制度は、①事業者が特約を定めている場合は、それに従う(契約解除できる期間も特約に従いますし、解除不可と記載されていればそもそも解除できません)、②特約がない場合は、商品の引渡しを受けた日から8日間は解除できますが、商品を返品する際の送料は消費者の負担となる、というものです。事業者が解除ルールを設定する余地がある、消費者が返品の送料を負担する等の点で、クーリング・オフとは違いがあります。

「返品不可」「ノークレームノーリターン」の場合は原則として返品できませんが、注文と違う商品や不良品の場合は交換や返品が可能です。

<ワーク1>⑤ 答え No

ネットショッピングは通信販売のため、クーリング・オフの制度はありません。お店のルールに従いましょう。

注意 クーリング・オフできない場合

ネットショッピングといった通信販売だけでなく、店舗で購入した時、3000円未満の現金取引(取引の際、代金と商品引き渡し、サービス提供が完了するもの)、フリマアプリといった個人間取引等は、クーリング・オフできません。

調べ学習に

▶「契約のきりふだ 若者編」(神奈川県消費生活課)



調べ学習に

P10~11「消費者トラブルを避けるには」参照用

デート商法に関する動画

- ▶「政府インターネットテレビ」～恋人の“ふり”に要注意!～(内閣府)
- ▶好きになったら騙される!? デート商法を恋愛ゲームで体験!(国民生活センター)



マルチ商法に関する動画

- ▶「あなたも気をつけよう! ~身近な消費者トラブル~ マルチ商法編」(京都府)



悪質商法に関する最新の情報

- ▶神奈川県 よくある消費者トラブル
- ▶国民生活センター 相談事例





ネットショッピングをする前に

高校 JUMP3

ねらい

- ・ネットショッピングの特性を理解し、購入前に消費者として知っておきたい事項について、自ら確認しようとする態度を養う。
- ・ネットショッピングする際に確認しておきたい事項について、実際にサイト上で確認することができるようにする。

進め方のヒント

- ・導入では、ネットショッピングの経験やトラブルの有無について話し合い、実際の店舗での購入とインターネットを介した購入との違いに気付かせます。 **<生活課題の発見>**
- ・導入の話し合いの中で、ネットショッピングの際に、トラブルを避けるために、あらかじめ確認しておきたい事項（<ワーク1>①～⑤）は何か考えさせます。 **<解決方法の検討と計画>**
- ・<ワーク1>は、具体的な商品（例えば、教室に設置する本棚…など）を想定し、各自に、実際にショッピングサイトを選ぶところから検討させ、自らが選んだサイトの該当ページから、①～⑤の事項を見つけ、記入できるようにします。 **<実践活動>**
- ・<ワーク1>の活動を通して分かったネットショッピングの注意点を<ワーク2>にまとめるようにします。調べ学習などで理解したことを加えてもよいでしょう。 **<実践活動の評価と改善>**

参考 インターネットを使用する環境が準備できない場合には、下記の模擬サイトのページをプリントして使用する。

特定非営利活動法人ITサポートさが
【疑似体験で情報モラル学習】
ネットショッピング編



解説

「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)によると、スマートフォンで「買い物をする」とした高校生は35.0%であり、中学生の13.0%から急激に増えていることが分かります。

ネットショッピングは、実物を手に取ることができないため、サイズが合わなかった、イメージと違った…などという問題も起こりがちです。また、商品が手元に届かなかったり、届いても商品に不備があったり…といったトラブルも想定しなくてはなりません。また最近では、事業者から購入するだけでなく、個人間で売買するフリマサービスも普及してきています。トラブルの解決は個人間で図ることが求められるため、用心して利用する必要があります。

高校 JUMP3 - P6

JUMP3. ネットショッピングをする前に ワーク



ワーク1

インターネットのショッピングサイトを見て、ネットショッピングをする前に確認しておきたいお店の情報について調べ、①～⑤に記入しよう。

お店の情報を調べたら右ページの表の①～⑤もきちんと確認して購入しよう！なの～

① 調べたショップ名と URL

ショップ名… Kanausozon
URL… https://www.kanausozon.co.jp

② ショップの住所・電話番号

住 所… 〒000-0000 神奈川県●●市●● カナウソゾン会社
電話番号… 0120-000-0000



③ キャンセルの可否、方法

キャンセル… できる ・ できない
方法… ・注文履歴にアクセスし、キャンセルボタンをクリック。
・キャンセルボタンが表示されていない場合、注文のキャンセルができない。
・キャンセルできない場合は、商品受領後に返品手続きをする。 など

④ 返品・交換の可否、方法、条件

返品・交換… 購入者都合の場合 できる ・ できない トラブルや不具合による場合 できる ・ できない
方法… ・注文履歴から「商品の返品」をクリックする。
・返品・交換期間内に返品されたかどうか、商品カテゴリ、返品・交換理由などにより減額されることがある。
・着払いで返送した場合、返金額から返送料が差し引かれることがある。 など
返品・交換ができる場合の条件、またはできない場合の条件を読み、気になったもの一つを書こう
… できる ・ できない場合の条件
金庫は返品・交換ができない。 など

⑤ 送料、手数料など価格以外に必要な費用

・送料は注文確定画面で手数料と合算して表示される。
・有料会員は、配送オプションにかかわらず配送料無料。 など

ワーク2

ネットショッピングの際に、気をつけたいと思ったことを記入しよう。

・利用規約をよく読み、キャンセルや返品・交換の条件を確認する。
・住所や電話番号が記載されていないショップは利用しない。
・入力ミスがないか、定期購入になっていないかを確認する。
・クレジット決済では電子認証システムや暗号化を利用する。 など

6

ネットショッピング

ネットショッピングは、通信販売にあたり、特定商取引法の適用となります。特定商取引法では、一定の事項について明確に表示を行うよう広告・表示規制をしています。

<電子広告における表示義務（主な7つの例）>

- ①価格
- ②支払時期と方法
- ③商品の引渡時期
- ④申込みの期間
- ⑤返品・交換の可否・条件・送料の負担など
- ⑥事業者の氏名・住所・電話番号（法人の場合、代表者などの氏名も）
- ⑦継続的売買取引（定期購入など）の場合は、その契約期間・金額・その他の販売条件

また申し込みに係る最終確認画面等で、以下の事項を表示することが義務付けられています。証拠を残すために、最終確認画面のスクリーンショットを残すようにします。

<申込みの「最終確認画面」における表示義務>

①～⑤の事項に加えて、⑧販売される商品の分量（数量・回数・期間など）

購入前には、①～⑧の事項がしっかり記載されているか確認し、記録を保存する習慣をつけるようにしましょう。住所や電話番号が記載されていない販売店は利用しないようにします。

なお、サブスクリプションのような役務提供契約でも、売買契約と同様の広告・表示規制があります。

●契約の取り消しや返品には…

ネットショッピングは、通信販売にあたるため、クーリング・オフの適用はありません。しかし、申込みの最終確認画面における表示義務違反によって誤認して契約したような場合は、契約を取り消せます。

事業者による返品制度がある場合は、その期間と費用の負担について表示することとされています。返品制度の表示がない場合は、商品が届いてから8日以内であれば、返品費用を消費者が負担することで契約を解除することができます。

また、民法の規定により、未成年者の場合、親権者の同意のない契約は取り消せます。

🔍 調べ学習に

▶ 国民生活センター
相談事例 > 身近な消費者トラブル Q&A
> ネットショッピング



ネットオークション

ネットオークションでは、出品者が販売業者の場合は通信販売となり、特定商取引法など法律の規制が適用されますが、販売業者でない個人間の場合は同法の規制が適用されません。国は「インターネット・オークションにおける『販売業者』に係るガイドライン」を公表し、特定商取引法の「販売業者」に該当すると考えられる場合を明確化しています。

<ネットオークションの注意事項>

1. ネットオークションはリスクを伴うと認識した上で利用する。
2. オークションサイトによって取引ルールが細かく決められているので、事前に十分確認する。
3. 出品者の住所、氏名、連絡先、銀行口座、振込記録、取引時の画面やメールは保存する。
4. 決済は、代金着払いやオークションサイトが提供する安全性の高い方法を利用する。
5. 取引相手の評価欄は、コメント部分まで読む。
6. ID、パスワードを第三者に不正利用されるトラブルがあるので、自分で責任をもって管理する。
7. トラブルに巻き込まれた場合、内容証明郵便を利用し期限を定めて取引相手へ契約内容の実行を催促する。補償制度を設けているオークションサイトもあるので、サイトに確認する。連絡がない場合は詐欺の可能性も考えられるため、警察に相談する。

フリマサービス

個人同士がインターネット上で商品などの取引ができるフリマアプリやフリマサイトなどのフリマサービスは近年、利用が広がり、関連する相談も増加しています。

購入者からの「商品が届かない」「壊れた商品・偽物などが届いた」などの相談だけでなく、出品者から「商品を送ったのに、商品が届かないなどを理由に商品代金が支払われない・商品代金の返金を求められた」などの相談もあります。また、未成年者が酒類など年齢確認の必要な商品を購入しているケースもみられます。

多くのフリマサービスは未成年者でも、親権者の同意のもと利用が可能です。同サービスが①個人同士の取引であり、トラブル解決は当事者間で図ることが求められている点を理解して利用すること②利用規約などで禁止されている行為は絶対に行わないこと③利用する際には家族などで利用方法を十分に話し合うことなどを確認するようにします。また、トラブルに遭った際、当事者間での話し合いやフリマサービス運営事業者への相談でも交渉が進まない場合は、最寄りの消費生活センターなどに相談することも教えておく必要があります。

参照

高校生向け JUMP UP (P5) 解説
<フリマサービスの注意事項>

1. フリマサービス運営者が定めた利用規約を守り、独自ルールで取引しない。直接取引も行わない。
2. 相手への連絡は、迅速に、また丁寧にする。
3. 出品する際には、商品情報は正確に記載し、不利なことも隠さない。
4. 商品を発送する際には、写真を撮っておき、配達記録を追跡できる発送方法（宅配便など）にする。
5. 購入する際には、商品説明をきちんと確認し、気になるところは質問する。
6. 報復的な評価をしない。
7. 何か疑問を感じたときは、運営事業者のヘルプページを確認したり、運営側へ問い合わせる。

インターネットを利用したショッピング等は、キャッシュレス決済されることが多いため、p12-15の「いろいろな支払い方法を知ろう」もご参照ください。





ねらい

【中高共通】

- ・さまざまな消費者トラブルについて知り、消費者トラブルが自分の生活の身近にあることに気付く。
- ・消費者トラブルを避けるにはどのようなことに気を付ければよいか、自ら考えられるようにする。

【高校のみ】

- ・自分自身や友達など身の周りの人が消費者トラブルに巻き込まれないよう、言葉がけなど適切な行動を自ら考えることができるようにする。
- ・成人になると「未成年者取消権」がなくなり、消費者トラブルに巻き込まれやすくなることを理解する。

進め方のヒント

【中高共通】

- ・導入では、「消費」に関するトラブルを経験したことがあるか、思い付くところを発表させる中で、「消費者トラブル」とは、どのようなものなのか、理解できるようにします。また県内で起きている事例などを通し、身近なものだということを実感できるように導きましょう。<生活課題の発見>

【中学のみ】

- ・家庭科の「消費者トラブル」についての単元が未習の場合には、適宜説明をしてから取り組むようにします。
- ・トラブル①～③のカナウソの言葉を読み、こうした事態に陥らないためにどうしたらよかったかを、まず各自で考え、「こうすればよかった」に記入するようにします。右ページの解説だけではなく、さまざまな資料、HPから情報収集するとよいでしょう。 <解決方法の検討と計画>
- ・各自で考えた「こうすればよかった」をグループ内で共有、さまざまな方法を検討し、グループで考えたことを発表し、日々の生活に活かせるようにします。 <実践活動>

【高校のみ】

- ・<ワーク1>①～④の各商法については、解説ページや資料などから情報を集め、理解を深めるようにします。 <解決方法の検討と解決>
- ・まず各自で、相手にどのような言葉を返したらよいかを考えます。各自で考えたことをグループで共有、よりよい方法について検討するようにします。発信役、返信役に分かれ、ロールプレイの形で発表してもよいでしょう。
- ・<ワーク2>では、トラブル事例の調べ学習を通し、信頼できるサイトから最新の情報を得る方法を知るとともに、トラブルを避けるためのポイントを自ら考えられるようにします。 <実践活動>

中学 STEP4 - P8

STEP4. 消費者トラブルを避けるには ワーク

ワーク

カナウソが巻き込まれてしまったトラブル①～③を読み、どうすればトラブルに遭わずに済んだのかを考えて、「こうすればよかった」に書こう。



トラブル ①

「読者モデルにならない？」と街で声をかけられて、事務所に行ったんだ。そこでモデルの契約書にサインしたら…高額のレッスン料を払えっていう請求が来た!

こうすればよかった

- ・知らない人について行かない。
- ・その場で契約しない。

など



トラブル ②

フリマアプリで、大好きなアーティストのグッズを売ってくれる人を見つけたんだ。だから連絡して、入金もしたのだけど…グッズは届かないし、連絡も取れなくなった!

こうすればよかった

- ・おうちの人に相談してから取引をする。
- ・個人間の取引はしない。

など



トラブル ③

インターネットでアニメの画像を探していて、リンク先をクリックしたらアダルトサイトに行っちゃって…。「18歳以上ですか?」の問いに「はい」とクリックしたら「会員登録完了」となり、9万9,800円の請求が!しかも請求画面が消えない!!

こうすればよかった

- ・興味本位でサイトにアクセスしたり、リンク先をクリックしたりしない。

など

高校 JUMP4 - P8

JUMP4. 消費者トラブルを避けるには ワーク

ワーク 1

友達から次のような言葉で勧誘を受けました。キーワードをもとに右ページを参考にして想定されるトラブルを考え、返信を書こう。

キーワード ① マルチ商法



投資の勉強をしない?教材が入ったUSBは高いけど、友達を会員に勧誘すれば、元がとれるから、大丈夫!

既読 20:56



友達をたくさん誘えば、それだけでお金も稼げるし、ビジネスになるよ!

既読 20:57

ごめん。興味ないや。それ、もうからないと思うよ。消費生活センターに相談したら?

など

キーワード ② 定期購入トラブル



めっちゃ褒める健康食品つけた!今なら1万円のものが、お試しで500円で買えるんだって。

既読 19:16



安くない?一緒に買っておこうか?

既読 19:17

なんでそんなに安い?それ、定期購入とかになっていない?よく確認してみた方がいいよ。

など

キーワード ③ デート商法



ネットのやりとりだけじゃなくて、リアルに会いたい♡

既読 21:23



今度ジュエリー販売会へ一緒に行かない?知り合いがやっているんだ。素敵らしい♡

既読 21:24

いや〜。ジュエリーは興味ないし。ごめんね。

など

キーワード ④ スカウト商法



この前、一緒にオーディションに応募したじゃん。あの事務所の人が、まず2人ともスクール通いなさいって。

既読 17:33



取りあえず事務所に遊びに行こう!

既読 17:34

スクールに通ったらオーディション合格できるのかな?契約はちょっと待って親に相談してみようよ。

など

ワーク 2

最近のトラブル事例を調べ、どのようなことに気をつけたらよいか、わかったことを書いてみよう。

調べてみよう!

神奈川県 消費生活のトラブルに気をつけて! 🔍 検索



わかったこと

解説

スカウト商法 中学STEP 4 トラブル① 高校 JUMP 4 キーワード④

【事例】 繁華街を歩いていたら、「読者モデルにならない？」と声を掛けられ、事務所にしつこく出向いたところ、モデル登録をさせられ、高額なプロフィール写真撮影料やレッスン料などを請求された。

- ・写真の撮影料やレッスン料などを支払ったものの、その後まったく仕事がないというトラブルも。
- ・最近では、ネットなどでオーディションの参加者や声優・エキストラなどを募集し、レッスンの受講契約を結ぶよう勧誘する手口もみられます。

【対策】 そのまま事務所について行ったり、契約したりせず、家族に相談すると告げ、親の理解を取って、親と一緒にしつこく出向くようにしましょう。いったん時間を置いて落ち着くこと、家族と相談するなど第三者の意見を聞くことが、冷静な判断をするためのポイントです。

フリマのトラブル 中学STEP 4 トラブル②

【事例】 フリマアプリで商品を購入したところ、商品代金を振り込んだが商品が届かない。

- ・フリマサービスは、トラブルの解決は基本的に当事者間で図ることが求められています。
- ・利用規約などで禁止されている行為は絶対に行わないようにします。
- ・当事者間で話し合っても、フリマサービス運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、消費生活センターなどに相談を。

【対策】

- ・個人間の取引であることを理解し、利用規約などをよく読み利用しましょう。☞ P9 参照
- ・未成年者がフリマサービスを利用する場合は、家族などで利用方法を十分に話し合ひましょう。

インターネットのトラブル 中学STEP 4 トラブル③

【事例】 パソコンのアダルトサイトに入り、年齢確認で「18歳以上」をクリックしたら登録完了になってしまったらしい。請求画面が消えず、パソコンを再起動しても請求画面が現れてしまう。

- ・請求画面を閉じても繰り返し表示されたり、パソコンを再起動しても請求画面が現れたりすることがあります。その場合は、ウイルス感染の可能性も考えられます。

【対策】

- ・安易に「はい」[ENTER]などをクリックしたり、プログラムをダウンロードしたりしないように注意します。
- ・ウイルス対策ソフトなどは常に最新の状態に。フィルタリングの導入を指導しましょう (P3 参照)。
- ・申込と承諾がなければ契約は成立していません。年齢確認ボタンをクリックしただけでは、契約の申込とはいえないので、代金を支払う必要はありません。

マルチ商法 高校 JUMP 4 キーワード①

【事例】 友人に「人脈が広がる」「もうかる」などと言われて、資産運用ソフトやビジネス講座などの契約を結ばされた。

- ・商品やサービスを契約して会員となり、他の人を誘ってお金を得て組織を拡大していく販売方法をマルチ商法といいます。

- ・サークルなどのほか、SNSやメールなどインターネットを通しての勧誘が増えています。今後、「18歳で成人」になり18歳の誕生日を迎えた生徒が自身で自由に契約を結べるようになると、学校中でも勧誘が行われることも考えられます。
- ・消費者金融などで借金をさせて支払わせるケースも見られます。
- ・勧誘時にはマルチ契約だとは言わず、契約後に初めてマルチ商法だということもあります（「後出しマルチ」といいます）。特定商取引法の適用がなく厳しい規制が及ばないので注意が必要です。

【対策】

- ・友人からの誘いでもきっぱり断りましょう。友人を勧誘することで、その友人を失ったり、加害者となってしまふ可能性があることを知りましょう。
- ・単に「儲かるソフト」を見たり、講座を受けたりすることで、簡単にお金を稼いだり、人脈を広げたりすることはできないと考えましょう。

定期購入トラブル 高校 JUMP 4 キーワード②

【事例】 スマートフォンの通販サイトで「化粧品セット500円」を、お試しのつもりで注文。商品に同封されていた払込票で、コンビニエンスストアで代金を支払った。後日、また商品が届いたので、驚いてサイトを確認したら「4回の定期コース」と書いてあった。2回目以降の代金は高額で払っていけない。

- ・「お試し」と書いてありながら実際には定期購入であることが条件だったり、解約可能としていても解約に細かい条件があったりする場合があります。そのため、注文時に想定した以上の金額を支払うこととなります。

【対策】


- ・通信販売の最終的な申し込み段階において一定事項の表示が義務付けられ、定期購入においても代金の総額等が表示されるようになりました。申し込みをする前に、各事項をきちんと確認するようにしましょう。☞ Jump Up P7、サポートブック P8-9 参照
- ・定期購入でないことと誤認させる表示等によって申し込みをした場合には申し込みの取り消しができません。消費生活センター（最終ページ参照）に相談しましょう。

デート商法 高校 JUMP 4 キーワード③

【事例】 SNSで知り合った男性に、「頑張っていくのに形に残るものを買ってはどうか」とアクセサリーを勧められた。その男性に惹かれたこともあり契約した。事務所に案内され、初めて彼がその従業員だと知った。

- ・商品の販売目的を隠して接触してくるところはアポイントメントセールスやキャッチセールスと同様ですが、商品の販売に異性間の感情を利用する点が特徴です。

【対策】

- ・不要なものはきっぱりと断りましょう。
- ・販売員の好意は、商品を買うためであることを知っておきましょう。
- ・アポイントメントセールスやキャッチセールスに該当する場合は、クーリング・オフできます。
- ・消費者契約法が改正され（2019年6月施行）、「デート商法」は不当な勧誘として、要件を満たせば契約を取り消せるようになりました。困った時は、消費生活センターなどに相談してみましょう。☞ デート商法に関する  調べ学習には、P7 参照



いろいろな支払い方法を知ろう

中学 STEP5

ねらい

- 各決済方法の違いを理解し、適切な方法を選択できるようにする。

進め方のヒント

- 日常生活の中で、自分や家族が、どのようなときに、どのような決済方法をとっているかなどを振り返り、さまざまな決済の方法があることや各決済方法を選ぶ理由について考えられるようにします。

<生活課題の発見>

- 家庭科でさまざまな支払い方法について学習した後に取り組むことが望ましいですが、未習や復習を必要とする場合には、表の「お金の準備と購入時期」「総支払額」について、よく説明をしてから取り組むようにします。

- ワークは、各自で取り組み、意思決定できるように促します。

<解決方法の検討と計画>

- 自らが選択した方法についてグループで共有し、話し合ったり、また方法を再度検討したりするなどして学び合うことも可能です。

<解決方法の検討と計画>

- 各自（各グループ）が選んだ方法、理由を発表し、理由の中から、各決済方法の長所・短所をまとめ、生活に生かせるようにします（各決済方法の長所・短所はP15を参照）。

<実践活動>

中学 STEP5 - P9

STEP5. いろいろな支払い方法を知ろう ワーク



ワーク

カナウソの姉は社会人1年目で、毎月の「自由に使えるお金」はおおよそ2万円です。寒くなってきたので、バーゲンで見つけた3万円(税込み)のコートを買うことにしました。貯金はありません。あなただったら、どのような支払い方法を勧めますか？①～④の中から選び、理由を書こう。

方法	お金の準備と購入時期	総支払額
① 現金で購入	・3万円ためてから購入	3万円
② ICカード型電子マネーで購入	・3万円ためてから、電子マネーにチャージ(入金)して購入	3万円 150円分ポイント還元*
③ クレジットカード(1回払い)で購入	・すぐに購入 ・1カ月半後の引き落としに備え、3万円が口座に残るようにする	3万円 300円分ポイント還元*
④ クレジットカード(10回払い)で購入	・すぐに購入 ・翌月から毎月約3,200円の返済をする	3万2,029円 300円分ポイント還元*



*ポイント還元…商品を購入すると、その金額などに応じたポイントが返ってくる(還元される)サービスのこと。ポイントは、後日、商品の代金支払いなどに使用できる。カードによってポイントの還元率は異なる。表の数字は参考値。

方法

理由

- ① 3万円貯まるのを待っているし、季節が変わってしまうから。
- ② 総支払額が増えるのは困るので、クレジットカードの支払い日までにお金をためるようにして、1回払いで買う。

解説

クレジットカードにおける三者間契約は、消費者が販売会社で購入した商品やサービスなどの代金をクレジット会社が立て替えて販売会社に支払い、後日、消費者がクレジット会社に、その代金を支払うものです。

実際には中学生はクレジットカードを作ることができないため、電子マネーなど身近なキャッシュレス決済と関連付け、支払時期を念頭に分類し、理解させるようにします。クレジットカードや立替払い型の後払い決済サービス(以下、立替払い型)などは、商品などは先に手に入っても支払いを終えるまでは「借金」をしているのだという認識を持たせることが大切です。

※主な決済方法の解説は、P14～15を参照

中学生・高校生とキャッシュレス

キャッシュレス化が進む中、図書カードもQR読み取り方式や電子版に移行し、①磁気型プリペイドカードを目にするのは少なくなりました。

よく利用されているのは、②ICカード型電子マネーで、交通系のSuicaやPASMO、流通系のnanacoなどがこれにあたります。③サーバ型電子マネーは、ネットショッピングやゲームなどで利用されています。コンビニエンスストアなどで購入し、利用の際は識別番号を入力するなどして支払います。

スマートフォンを利用して行う④コード決済も、法定代理人の同意を得れば未成年でも利用できます。基本的にはコンビニエンスストアなどからチャージして利用する<前払い>です(一部、銀行口座からの<即時払い>もあり)。携帯キャリアによるコード決済は、毎月の携帯代との合算払い(⑦キャリア決済)することもでき、その場合、実質的に<後払い>になります。キャリア決済は携帯キャリアごとに限度額が設定されており、未成年の場合、おおよそ1～2万円ですが、成人になると10万円まで利用可能になるものもあります。

⑧立替払い型も<後払い>になります(p13、14参

照)。多くは年齢制限がなく、親権者の同意を得る必要はありますが、実際に親権者に確認することなく利用できます。

一方、⑤デビットカードは、15歳以上が対象でも、多くは中学生不可です。また⑥クレジットカードは、原則として中学生は家族カードも不可で、18歳以上の高校生もほとんどの場合、作ることができません。

中学生・高校生が利用可能なもの

①磁気型プリペイドカード	
②ICカード型電子マネー	○
③サーバ型電子マネー	
④コード決済	○
⑤デビットカード	△(15歳から可能なもの)
⑥クレジットカード	×(原則18歳以上、ほとんどは高校生不可)
⑦キャリア決済	○(制限あり)
⑧立替払い型	○

○は、法定代理人の同意が必要なものを含む



いろいろな支払い方法を知ろう

高校 JUMP5

ねらい

- 各決済方法の長所と短所を考慮しながら、適切な方法を選択できるようにする。

進め方のヒント

- 日常生活の中で、自分や家族が、どのようなときに、どのような決済方法をとっているかなどを振り返り、さまざまな決済の方法があることや各決済方法を選ぶ理由について考えられるようにします。

<生活課題の発見>

- 決済方法のそれぞれの長所・短所を考えながら、各自で、意思決定します。

<解決方法の検討と計画>

- 自らが選択した方法についてグループで共有し、話し合ったり、また方法を再度検討したりする機会を設けるとよいでしょう。

<解決方法の検討と計画>

- 各自（各グループ）が選んだ方法、理由を発表し、理由の中から、各決済方法の長所・短所をまとめ、生活に生かせるようにします。

<実践活動>

- クレジットカードを使用する際に気を付けたいことを理解し、多重債務に陥らないように金銭を計画的に使用しようとする態度を養うようにします。

高校 JUMP5 – P10

JUMP5. いろいろな支払い方法を知ろう ワーク



ワーク1

カナウソの姉は社会人1年目で、毎月の「自由に使えるお金」はおおよそ2万円です。寒くなったので、バーゲンで見つけた3万円(税込み)のコートを買うことにしました。貯金はありません。あなただったら、どのような支払い方法を勧めますか? ①~⑥の中から選び、理由を書こう。

方法	お金の準備と購入時期	総支払額
① 現金で購入	・3万円ためてから購入	3万円
② ICカード型電子マネーで購入	・3万円ためてから、電子マネーにチャージ(入金)して購入	3万円 150円分ポイント還元*
③ デビットカードで購入	・3万円を引き落とし口座を用意してから、購入	3万円 150円分ポイント還元*
④ クレジットカード(1回払い)で購入	・すぐに購入 ・1か月半後の引き落としに備え、3万円を用意するようにする	3万円 300円分ポイント還元*
⑤ クレジットカード(10回払い)で購入	・すぐに購入 ・翌月から毎月約3,200円の返済をする	3万2,029円 300円分ポイント還元*

*ポイント還元・商品を購入すると、その金額などに応じたポイントが返ってくる(還元される)サービスのこと。ポイントは、後日、商品の代金支払いなどに使用できる。カードによってポイントの還元率は異なる。表の数字は参考値。

方法

理由

④

- ・3万円たまるのを待っていると、季節が変わってしまうから。
- ・総支払額が増えてしまうのは困るので、クレジットカードの支払い日までにお金をためるようにして、1回払いで買う。

ワーク2

自分が決めた<ワーク1>の方法、理由について、周りの人と話し合ってみよう。また、それぞれの方法の長所と短所を考えてみよう。

方法	長所	短所

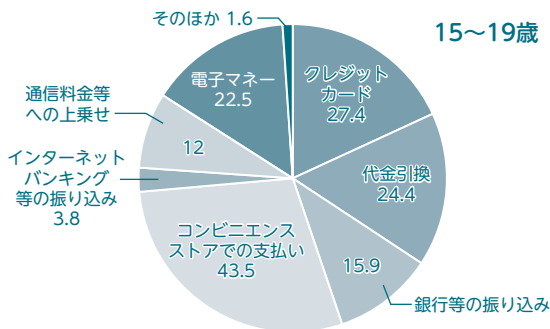
P15表
「各決済方法と主なメリット・デメリット」参照

未成年にも拡大する「後払い」決済

これまで「後払い」といえば⑥クレジットカードが代表的なものでしたが、⑦キャリア決済(p12参照)や⑧立替払い型も、ネットショッピング等の普及とともに高校生など若い世代に利用されるようになってきています(下図参照)。

インターネットを使って商品を購入する際の決済手段

(総務省「令和3年通信利用動向調査」より)



また昨今は、BNPL (Buy Now Pay Later) といわれる「後払い決済サービス」の市場が拡大しています。

モノやサービスを提供する店舗などと消費者の間に後払い決済サービス事業者が入る仕組みで、事業者独

自のAIなどによる与信審査でクレジットカードが作れない未成年なども簡単に利用することができます。

サービス内容は各社異なり、「コード決済」や「プリペイドカード」の名称のまま後払い設定ができるもの、後払いでチャージするもの、分割払いまでできるものなどさまざまです。利用限度額はクレジットカードに比べて少額で、利用代金はモノやサービスの購入後概ね2か月以内に、決済番号やコードなどを使ってコンビニエンスストアやATMなどから支払うというのがほとんどです。また、国際ブランドカードと提携したり、リアルなカードが発行できたりするものもあり、ネットショッピングだけでなく実店舗でも利用できます。

後払いの手数料も、短期間なら無料で使えるケースもある一方で、3000円の利用でも500円程度の手数料がかかるもの、返済がリボ払い設定になっているもの、年会費がかかるもの…などさまざまです。

一つ一つの利用は少額でも、複数のサービスを利用すると、利用額の総額が膨れ、返済できなくなるリスクがあります。遅滞した場合には遅延損害金を支払うことにもなりますから、多重債務に陥らないように、注意する必要があります。

1. 支払いのタイミングによる分類

●<プリペイド（前払い）>

プリペイドカード／電子マネーなど

プリペイドカードは、事前にお金を入金し、そのお金の価値を記録しておいて、代金の支払いに利用する「前払い式」の決済手段です。①磁気型プリペイドカード(P15表参照 以下同)、②ICカード型電子マネー（スマホによる③サーバ型電子マネー…などに分類されています。ワークでは流通系の②を念頭においています。

●<リアルタイムペイ（即時払い）>デビットカード

デビットカード⑤は、クレジットカードと同様に店頭での支払いに使用できますが、お店で商品の代金を支払った瞬間に、自分の銀行口座からお金が引き落とされます。そのため口座の残高以内でなければ、購入することはできません。クレジットカードと違い、「借金」ではないので、多くは15歳・高校生以上なら未成年者でも作ることができます（一部、発行に審査があるものも）。

●<ポストペイ（後払い）>クレジットカード

- ・お金がなくても欲しいものを買ったり、サービスを受けたりして、その代金は第三者に立替払いしてもらい、後日その第三者に支払うという方法を「販売信用」といい、狭い意味で「クレジット」と呼ばれています。
- ・クレジットには「包括クレジット」と「個別クレジット」があります。クレジットカード⑥はカードを加盟店に提示すると、利用限度額以内で商品などを購入できる「包括クレジット」にあたります。カード会社は消費者の支払いを見込める範囲内の金額のカードを発行します。「個別クレジット」は、商品購入・サービス取引の都度、その契約代金を立替払いする形態をいいます。これらの「販売信用」と「消費者金融」を合わせて「消費者信用」または広い意味で「クレジット」という場合もあります。
- ・クレジットカードを使用すると、毎月指定日に締め切られ、翌月（または翌々月）の指定日に、カード代金支払口座から自動振替で引き落としになります。
- ・支払い方法は、「一括払い」と、「分割払い」「リボリング払い（リボ払い）」といった分割して支払う方法があります。基本的に2回払いまでの手数料は無料ですが、それ以降の分割払いの場合は、手数料が加算されます。
- ・「リボ払い」は、毎月の返済額が一定で少額に設定することができますが、長く返済する事で多くの手数料を支払うことになっていきます。①初期設定がリボ払いになっていた ②リボ払い専用のクレジットカードと知らずに入会してしまった ③利用時に1回払いを選択していても申し込み時に「リボ払いになるサービス」にチェックが入っていた ④一定金額を超えると、リボ払いになる設定だった…などの理由で、知らず知らずのうちに「リボ払い」になってしまっていたというトラブルも発生しています。どのような仕組みになっているか、パンフレットや会員規約、利用明細書などで確認することが必要です。
- ・クレジットカードやローンに関する信用情報（個人の属性・契約内容・支払状況・残債額など）は、指定信用情報機関がクレジット会社などから収集し、加盟クレジット会社からの照会により適宜、提供しています。
- ・クレジットカードの支払いを滞納すると、指定信用情報機関に記録されるため、利用したいときにクレジットカードやローンが利用できなくなる可能性があります。
- ・奨学金も返還の延滞が続くと、クレジットカードと同様に指定信用情報機関に記録されます。奨学金の返還に困った際には奨学金相談センターに相談するようにしましょう。

(参考) キャッシングと多重債務

- ・学生カードなどの一部を除き、クレジットカードの多くにキャッシング機能が付いており、簡単に借金ができる仕組みになっています。利息は借入金額により年率15～20%程度と、高くなっています。
- ・具体的な返済のめどがないままの利用、さらに借金返済のための借入は、「多重債務」に陥る危険があります。
- ・借金の問題は、法律によって必ず解決できますが、以前と同じ生活を続けられれば、また借金を作ってしまうこととなります。そこで、法的解決とともに、家計管理をはじめとする生活再建ができるよう、市や県（町村部所管）に相談窓口（自立相談支援機関）を設け、相談支援を行っています。

(参考) 後払いサービス 新成人が注意したいこと

- ②ICカード型電子マネー、③サーバ型電子マネー、④コード決済は、基本的に<前払い>ですが、クレジットカードからチャージ(購入)するようになると、実質的に<後払い>になります。特に②や④を、一定額以下になると自動的にクレジットカードからチャージされる「オートチャージ設定」にした場合、使いすぎに気付かない可能性があります。プリペイドの電子マネーに慣れ親しんだ昨今の生徒には、クレジットカード連携後の使い方に注意を促す必要があります。

- ⑧立替払い型も広まってきています。2月を超えず、ID・カード等を発行しない⑧は、資金決済法・割賦販売法いづれも規制対象外です。

また、割賦販売法（2020年改正）により、一部独自の与信審査が認められ、「後払い決済サービス」が登場しています。加えて、これまで書面で行われていた契約内容や催告内容などの電子化が可能になり、スマホの小さな画面でチェックする必要もでてきました。こうした「後払い決済サービス」は手軽に利用できますが、借金ですので、利用は計画的にするよう十分に注意喚起する必要があります。（⇒P13 コラム参照）

2. 支払い形態による区分

利用形態により、カードによる決済、スマートフォンによる決済といった分類も可能です。

●カードによる決済

磁気型プリペイドカード①、ICカード型電子マネー②、デビットカード⑤、クレジットカード⑥などがあります。サーバ型電子マネー③もカードの表にプリペイドカード（識別）番号が記されるなどの形でコンビニエンスストアなどで販売されることがあります（ニンテンドーカードなど）。

●スマートフォンによる決済

PCでも使用できるサーバ型電子マネー③のほか、タッチ式の非接触型電子マネー（モバイルSuica, Apple Pay, Google Payなど）、コード決済④などがあります。こうした前払い、即時払いだけでなく、携帯電話料金と一緒に請求される⑦キャリア決済、クレジットカードや「後払いアプリ」を利用した後払いなどもあり、支払いタイミングはさまざまです。利用する際は、スマートフォンのセキュリティ対策も必要です。

(参考) ポイントサービスとは

ポイントサービスとは、商品を購入した際に「ポイント」を還元するサービスです。消費者は「1ポイント=1円」のように一定率で、お金と同じように使うことができます。しかし、企業の一時的都合で、ポイント還元率や利用方法などが変更されることがあります。

⇒P.15の表はコピーして生徒に配布できるようになっています。

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

	現金	プリペイド（前払い）				リアルタイムペイ（即時払い）
サービス例	—	①磁気型プリペイドカード (QUOカードなど)	②ICカード型電子マネー (Suicaなど交通系、nanacoなど流通系)	③サーバ型電子マネー (Amazonギフト券など)	④コード決済 (PayPayなど)	⑤デビットカード (銀行系、国際ブランド系) ④一部のコード決済 (ゆうちょPayなど)
支払い方法	—	1回払い				1回払い
限度額	—	入金額 *入金上限額が設定されている場合もある				預金口座残高 *1日の利用上限額が設定されている場合もある
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> すべての店舗で利用できる 残金を目で確認できる 	<ul style="list-style-type: none"> 現金で支払う手間が省ける 割り勘など個人間の送金が簡単にできる (④の一部のサービス) 				<ul style="list-style-type: none"> 現金で支払う手間が省ける ATMにお金を引き出しに行く必要がない ATM利用手数料がかからない
		<ul style="list-style-type: none"> ポイントなどの特典を受けられることがある 				
主なデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 支払いに手間がかかる ポイントが付かない 	<ul style="list-style-type: none"> 利用できない店舗がある 事前に購入やチャージをしないと使えない (④は、下記[注意]参照) (②③④)はクレジットカードと連携し、購入・チャージすると、実質的に後払いになるので、注意が必要 				<ul style="list-style-type: none"> 利用できない店舗がある 口座にお金がないと使えない

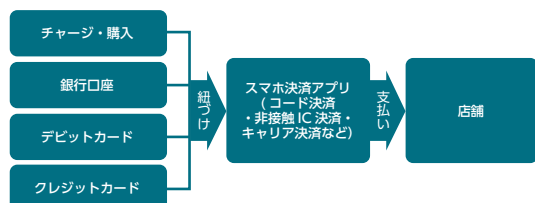
ポストペイ（後払い）					
サービス例	⑥クレジットカード			⑦キャリア決済	⑧立替払い型
支払い方法	1回払い / ボーナス払い	分割払い	リボ払い	携帯電話の料金とまとめてキャリアに支払う	コンビニエンスストアなどから後払い決済サービス事業者に入金
限度額	与信額 *収入、支払実績などをもとに設定される			契約状況・年齢により設定	会社によって異なる
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> 手数料がかからない 引き落としまでに、1カ月余り (ボーナス払いの場合は最大で約6カ月) の支払い猶予期間が得られる 	<ul style="list-style-type: none"> 支払いの終了時期と手数料の総額があらかじめわかる 1回の支払額が少なくて済む 	<ul style="list-style-type: none"> 買い物が重なっても、毎月の支払額がほぼ同じで済む 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者でも利用できる^(※) チャージする手間が省ける 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者でも利用できる^(※) 支払期日 (長くて2カ月以内) までの支払い猶予期間が得られる
	ポイントなどの特典を受けられることがある				
主なデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 一度に支払う必要がある 使い過ぎると、引き落としできなくなることも 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料がかかる (多くは2回払いまでは手数料がかからない) 買い物が重なると、月々の返済が高額になる 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料が高い 残高が把握しにくい 買い物をし過ぎると支払期間が延び、その分手数料がかさむ 	<ul style="list-style-type: none"> 支払えない場合、携帯電話の利用停止や解約のペナルティを受けることも 分割払いができない 	<ul style="list-style-type: none"> 割賦販売法や資金決済法の適用がないため、過剰与信 (支払い能力を超える額を与えられる) の恐れがある 手数料がかかる場合がある

※多くの場合利用規約で法定代理人の同意が必要とされている

(経済産業省による分類をもとに作成)

スマホ決済の仕組み

現金ではないさまざまな決済方法 (キャッシュレス決済) は、支払いの形態もカードからスマートフォンを利用した決済 (スマホ決済) へと変化し、多様化しています



【注意】 上記表のコード決済④は、プリペイド (前払い) のほか、銀行口座と連携することでリアルタイムペイ (即時払い)、クレジットカードとの連携や「後払い決済サービス」を利用することでポストペイ (後払い) になるなど、設定により支払のタイミングが異なります。いつ、どの支払い方法で、いくら使ったのか、支払いのタイミングはいつか、残高はいくらか…を、アプリなどを利用してきちんと把握することが大切です。





ねらい

- 生活にはいろいろな費用が掛かることを理解し、家計管理や生活設計の重要性に気付く。
- 将来の家計の「やりくり」に必要な基本的な知識を身に付ける。
- 自身の生活について主体的に考え、限られた資源を工夫し、適切に配分しようとする態度を養う。

進め方のヒント

- 導入では、生きていくためにはどのような費用が必要か、自身の生活を振り返り、考えるようにします。
- ワーク【手順1】では、将来の自分の生活を思い描くようにし、「食費」「住居費」「娯楽・交際費」「貯蓄」について、自分がどのような生活を求めるかを考えさせます。ここでは金額を考慮せず、自分の希望を書くように促します。
- 【手順1】で選んだ生活を送るには、それぞれいくらぐらいのお金が必要になるのかを公表し、【手順2】に記入させます（金額は生徒用テキストP14にも掲載）。【手順1】では、金額を参照させないようにします。【P23展開例参照】。
- 【手順3・4】を通じ、収入には限りがあるため、ある費用に多くのお金を充てると、他の費用を抑える必要があること（トレード・オフ）に気付かせるようにします。 <生活課題の発見>
- 【手順5】では、【手順1~4】の結果についてグループで話し合う中で、一人ひとり自分の価値観に基づいて、収入を配分し、生活設計することが分かるようにします。 <解決方法の検討と計画>
- 金銭のほかにも時間、空間といった資源を、どのように配分したらよいかを考え、有効に活用することが重要であることにも気付くようにするとよいでしょう。 <実践活動>
- 発展①②のデータを基に、実際に生活に必要な費用などについて、考察するように促します。

解説

●収入の範囲で「やりくり」を

自宅で生活している多くの生徒にとっては、どんなものに、毎月おおよそいくらぐらいお金が必要になるのか、理解が及ばないものです。「節約する」「無駄遣いをしない」と口にしている生徒は多いですが、生活の中には「必要」なお金で、節約できないものもあります。また「必要」と「無駄」の線引きは人それぞれである場合もあります。

高校 JUMP6 - P12

JUMP6. 生活を設計しよう ワーク

ワーク あなたは社会人1年目、お給料は手取り16万円の会社員です。

手順1 下記□内の①～④について、自分が望む生活の□に✓をしよう。

手順2 【手順1】が選択できたら、a～④の該当する選択肢の金額と①～④の金額を□に記入しよう(P14を参照)。

選んだ番号の金額

a 4万 円

b 2万 円

c 4万 円

d 3万 円

e 1万 円

f 2万 円

g 2万 円

18万 円

1か月16万円以内で生活できなかった ・ できなかった

手順3 a～gの合計額を計算しよう。1か月16万円以内で生活できたかどうかを確認しよう。

手順4 16万円以内で生活できなかった場合は、もう一度、選び直してみよう。

手順5 自分の選択について、どのような理由で選んだのか、またどのようなことが分かったかなど、周りの人と話し合ってみよう。

生徒用テキスト 高校生向けP14にも掲載されています

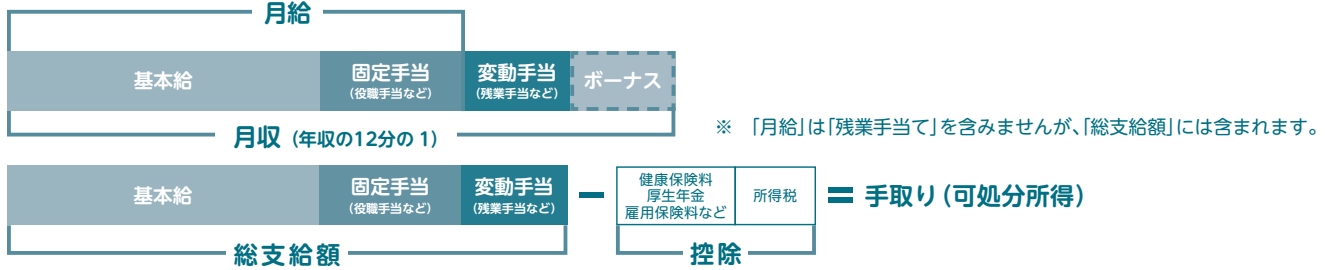
P12<ワーク>それぞれの選択肢の金額		
a 食費	① 5万円	② 4万円 ③ 3万円
b 住居費	① 8万円	② 5万円 ③ 2万円
c 娯楽・交際費	① 5万円	② 4万円 ③ 2万円
d 貯蓄	① 5万円	② 3万円 ③ 1万円
e 光熱・水道費	① 1万円	
f 交通・通信費	① 2万円	
g その他の生活費	① 2万円	

生活していくには、限られた生活費の中で、何にお金を使うのか、何のお金を削るのか…といった「やりくり」を各自で自分の価値観に基づいて考える必要があります。

ここでは、無為に生活していると、支出が収入の範囲を超えてしまうことがあること、自分の価値観で生活費の費目の配分を考えることなどを学びます。

キャッシュレス化とそれに伴う規制緩和により、<後払い>が利用しやすい環境になってきています(P12～P15参照)。安易に借り入れることがないよう、生活費を収入の範囲内に収めるための考え方や具体的な工夫を学ぶことは極めて重要です。

(図 1)



● 「手取り」とは

ワークでは、将来のこととして「手取り16万円」の中でのやりくりするようにしています。これは、厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の大卒のおおよその初任給(22～26万円)を基に住民税を支払う2年目以降のことも想定した上で設定したものです。

求人票などの「基本給」や「月給」は、イコール「手取り額」ではないことも説明しておく必要があります。また就職の際、「年収」で提示される企業があることから、年収との関係も理解しておく必要があるかもしれません(図1参照)。

基本給やいろいろな手当などの「総支給額」から、所得税や社会保険料などが天引きされたものが、いわゆる「手取り額」(可処分所得)になり、家計は、基本的にこの「手取り額」の中でやりくりしていくことを教えます(ここで社会保険料の役割について考えたり、また年末調整などについて触れたりすることも可能です)。

● 「やりくり」の考え方

生活費(消費支出)のうち、住宅費(家賃、住宅ローン)、光熱費(電気・水道・ガス)、通信費…など、毎月出ていく金額がだいたい決まっているお金は「固定費」と呼ばれています。一方、食費や交際費、娯楽費などは、状況に応じて、より多く使ったり、控えたりすることができる「変動費」にあたります。

もらった「手取り額」から「貯蓄」を引いた残りを「生活費」とすること。さらに「固定費」を引いた残りを「変動費」として計画していく…といった考え方が理解できるようにします。

*ワークにおける各費目の金額は、総務省「家計調査」(2021年)を基に参考値を算出しています。住居費などは居住地によって金額が大きく変わるものですが、ここでは、全てにおいて自分の理想をかなえるのは難しいことを理解し、自らの価値観に基づいてお金の配分を考えることを趣旨としているため、あくまでも参考値として示しています。実際に自分たちが住んでいる地域では、いくらか違うのかを調べるといった発展的な学習も考えられます。

● 「希少性」と「トレード・オフ」

働いて手に入れるお金には限りがあります。そして多くの場合、欲しいものに対して、使えるお金が少なく、こうした状態を経済学では「希少性」という言葉で表現します。この「希少性」の概念は、中学校の社会科(公民的分野)に盛り込まれました。

お金には「希少性」があるため、私たちはお金を使う際には「何かを選んだら、何かを諦める」といったように「トレード・オフ」の状態にあります。こうした経済の概念を用いて、家計における選択について理解を深めてもよいでしょう。

● 家計管理と資産運用

人生100年時代に向けて、資産運用を考える必要が

でてきました。

「貯蓄」は、いざという時や近い将来必要になるお金を、安全性を重視しローリスク・ローリターン金融商品で蓄えておくもの。「投資」は、お金を増やすことやインフレなどによる実質的なお金の価値(実質購買力)の下落に備えることなどを目的に、株式や投資信託などに長期的に資金を投じていくもので、基本的に余裕資金で行います。一方「投機」はタイミングを見て売買を繰り返し、大きく利益を上げることを目指すもので、大きな損失が発生するリスクもあり、計画的な資産運用には不向きです。

資産運用は、次の3つのStepで考えていきます。

< Step 1 > 自分の資産を把握し、①～③の目的を明確にする…①クレジットカードの引き落としがおこなわれるなど決済用のお金、②万が一の時の生活費や教育資金など使う目的が決まっているお金、③当面使う予定のない余裕資金。

< Step 2 > 目的から資産の運用方針を決める

< Step 3 > 運用方針から金融商品を選定する…どの程度リスクを許容できるか、金銭的、時間的な余裕を見極め、適した金融商品を選ぶ

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査『単身世帯調査』令和3年度)によると、20代(単身)の金融資産非保有率は39%です。「貯蓄」は生活費の1～2年分必要と言われていています。しっかり家計管理をする中で、まずは「貯蓄」用意していくことが大切です。

「FinTech(フィンテック)」時代の家計管理

「FinTech(フィンテック)」とは、Finance(金融)とTechnology(技術)を合わせた造語で、IoT(Internet of Things)やビッグデータ、AI(人工知能)、ブロックチェーンといった先端技術を駆使して提供される金融サービスを概念的に指す言葉です。

FinTechによって、電子マネー、暗号資産(仮想通貨)、モバイル決済など、個人が用いることのできる「お金」や決済手段が多様化してきています。こうした変化は、小銭のやりとりを省略し、ネットショッピングなどの支払い・送金を簡単にしたり、時間や費用などを効率化してくれたりします。また、消費情報を自動的に収集して家計簿として管理し、貯蓄、個人ローンなどをより合理的に選べるようになるほか、ロボアドバイザーなどによって資産運用のアドバイスを受ける…といったことも普及してくるといわれています。

一方で、電子化されたお金は、実物(現金)のように見ることができないため、「使うと減る」という実感が持てなかったり、決済が簡単になることで使い過ぎてしまったりということも考えられます。また、FinTechの利便性を享受するには、金融リテラシーはもちろん、情報スキルなどもあわせて身に付けておく必要があります。



ねらい

- ・今、起きている問題に関心を持ち、自分の生活と関連付けて考えられるようにする。
- ・持続可能な社会を実現するために、できることを考え、提案することを通して、自ら社会に主体的に関わろうとする「消費者市民」としての態度を養う。
- ・[SDGs]の各目標について理解を深める。

進め方のヒント

【中学】

- ・教科の関連分野の学習に連動させたり、あらかじめ調べ学習を行ったりするなどして、世界で起きている諸問題について理解できるようにします。
- ・自分たちの日常の消費スタイルが、環境や社会に影響を及ぼしていることに気付かせるようにします。 **<生活課題の発見>**
- ・自分なりの解決方法を考え、自由な発想で提案できるように促します。 **<解決方法の検討と計画>**

【高校】

- ・自分たちの生活と、これまで各教科で学習してきた知識、経済発展に伴う諸問題などを、関連付けて考えられるようにします。 **<生活課題の発見>**
- ・経済活動と環境保護を共に成り立たせるためにはどうしたらよいか、さまざまな視点から考えることができるように十分な時間をとるようにします。 **<解決方法の検討と計画>**

【中高共通】

- ・各自で考えたことをグループ内で共有し、さまざまな方法を検討し、発表すると、より発展的に学ぶことができます。 **<解決方法の検討と計画>**
- ・時間がない場合などは、導入でビデオなどを放映し、問題を把握できるようにしてもよいでしょう。

開発のためのキーワード参考 HP

フード・マイレージ (NHK for School)



食品ロス

食品ロスについて知る・学ぶ (消費者庁)



海洋プラスチックごみ

海洋プラスチックごみ (外務省)



海洋プラスチック問題について (WWF ジャパン)*



中学 STEP6 - P10

高校 JUMP7 - P14

STEP6. 消費者市民社会を目指そう ワーク

JUMP7.



ワーク

カナウスの家族が経営しているバーガーショップが、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成を考慮したハンバーガーセットのアイデアを募集しています。今売られているハンバーガーセットの絵と宣伝チラシを見て、「商品開発のためのキーワード」をヒントに商品の企画を考え、提案してみよう。



商品開発のためのキーワード フード・マイレージ 食品ロス 海洋プラスチックごみ

自分の企画

ハンバーガーセットの名前

神奈川ラブラブバーガーセット など

宣伝チラシを書く →

神奈川ラブラブバーガーセット
700円 (税別)

- ・三崎港のマグロを使ったマグロバーガー
- ・野菜も県産産物を使用
- ・チーズ・ポテトは北海道産物を使用
- ・コーヒーストローは、フェアトレードの豆を使用
- ・ストローや包装はなく、お皿とマグカップで提供します など

こだわったところと、関連するSDGsの目標 (右ページ参照) の番号を書こう。

	こだわったところ	関連するSDGsの目標
食材	・地元産・国内産を使用することで、輸送時のCO ₂ の排出量を抑えた ・コーヒーストローは、フェアトレードの豆を使用し、環境保全と貧困の問題に対応した ・ポテトは食べ残しを防ぐため、Lサイズまで無料のサービスをなくした など	目標 12、13 目標 1、12、13 目標 2、12 など
包装	・環境に配慮し、プラスチックを使用した包装、ストローをやめた など	目標 12、13、14 など
その他	・価格を上げて、働いている人に十分な時給を確保できるようにした など	目標 1、8 など

10

調べ学習に

国際連合広報センター
「持続可能な開発とは」



解説

1. 持続可能な社会に向けて

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の生活から持続可能な社会への転換を図るためには、わが国のGDPの約5割強にあたる個人消費を担う私たち一人ひとりの行動の変容が必要です。

消費者教育推進法には、「消費者市民社会」という考え方が記されています。これは、消費者が「自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」(第2条)というものです。こうした考え方は、2015年9月に国連サミットで採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」の意向に通底しています。また、新学習指導要領には、「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されています。

2. 今起きていることを「知る」

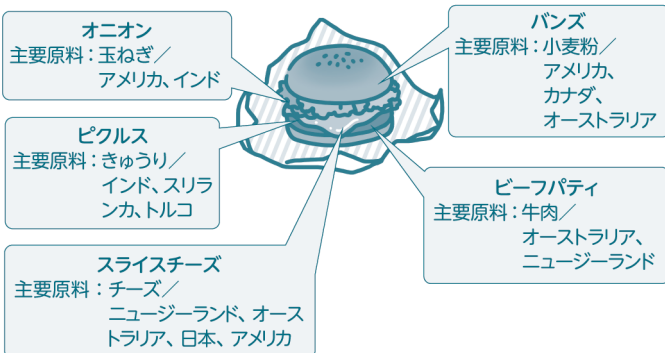
持続可能な社会の実現の必要性を“自分ごと”としてとらえるには、まず現在起きている問題と自分の生活との関わりを「知る」ことが大切です。ワークは、以下の3つのキーワードを手掛かりに、日常生活に潜む問題を「知る」ことから始めます。

キーワード① フード・マイレージ

フード・マイレージは、食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「重さ×距離」で表されます。フード・マイレージの大きい食料は、輸送や保管などに多くのCO₂（二酸化炭素）やNO_x（窒素酸化物）が排出されていることとなります。

わが国は食料のおよそ6割を輸入に頼っています。例えばハンバーガーの材料は図の通りです。世界における地球温暖化といった問題が、将来の食糧不足に大きく関わってきます。もし輸入食材が入ってこなくなった場合、食卓がどのようになるか考えてみると、その影響がよく理解できます。

ハンバーガーの主要原料の生産国の例



キーワード② 食品ロス

「食品ロス」は、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。日本の「食品ロス」の量は年間522万トンにのぼります（令和2年度推計値）。日本人1人当たりが毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量になるといわれています。

「食品ロス」はもったいないだけでなく生産の際に多量のエネルギーを消費し、また廃棄の際にも運搬や焼却で余分なCO₂を排出します。2019年8月に国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表した「土地関係特別報告書」には、食品ロス及び廃棄物の削減等を含む食料システム政策が温室効果ガスの低排出シナリオ等を可能とする（確信度が高い）ことが示されています。

キーワード③ 海洋プラスチックごみ

プラスチックの年間生産量は、過去50年で20倍に増大したと言われています。捨てられたプラスチックはやがて海に流れ出て、海岸に漂着する人工ごみの42%がこうしたプラスチックごみです（P18*参照）。また海に流れ出たプラスチックは、紫外線や海の流れて粉々に砕け、マイクロプラスチックと呼ばれる小さなかけらになります。マイクロプラスチックになると、回収が困難であるだけでなく、マイクロプラスチックを食べた魚の体内に有害物質が蓄積される可能性が指摘されています。

その他の問題 ほかに安いアパレル製品（ファスト

ファッション）の陰には、劣悪な労働環境で働く人たちの存在があることが「ラナ・プラザ」のビル倒壊事故で明らかになっています。またチョコレートの原料であるカカオには、児童労働などの問題が指摘されています。こうした身近な商品が生産される過程で起こるさまざまな問題にも目を向けることが大切です。

3. 解決方法を「考える」

ワークでは、売る側の立場から、①～③の問題を解決する方法を考えます。自由な発想を尊重し、課題解決に向け主体的に関わろうという態度を養います。

① フード・マイレージの視点から

地産地消を考慮し、地元の食材でメニューを考える方法があります。

「自分の企画」参考 HP

(参考) かながわの名産 100選【農林水産品】



② 食品ロス削減のために

食品ロスを減らすには、必要以上の量を消費者に購入させない、売る側の工夫が考えられます。また完食をした消費者になにかしらのインセンティブを与えるといった方法を考える生徒もいるかもしれません。

③ 海洋プラスチックごみ削減のために

当たり前のように提供されている包装について、本当に必要か、必要ならどのようなものにしたら環境に良いのかを考えていきます。リデュース（減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（再生）の3Rなどからヒントを得るなどするとよいでしょう。

4. できることを「実践する」

ワークにとどまらず、日常生活の中で消費者として自分自身が取り組めることを考えていくことも大切です。

①のフード・マイレージの学びから、地産地消やカーボンフットプリント（製品の原材料調達から生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルの全段階で排出された温室効果ガスの排出量を合計し、CO₂排出量に換算して商品に表示したもの）の表示を参考にした買い物につながることも考えられます。

また②の「食品ロス」は、消費者として必要な量だけを買う、賞味期限が迫っているものから買う、といった普段の買い物や、食べきれる分量を注文して食べ残しを出さないなど、外食時の心がけなどが大切です。③のプラスチックごみは、消費者としてなるべくプラスチックを利用しないよう過剰包装を避け、詰め替えの商品や繰り返し使えるもの、再生できるものを利用する方法が考えられます。

「エシカル消費」といった私たちの日々の選択で、よりよい未来をつくる事が出来ることを理解しておきたいものです。



さまざまな問題について「知り」、解決方法を自ら「考え」、そして今自分ができることを「実践する」ことは、消費者市民としての基本的な態度です。こうしたワークにグループで取り組むことで、他者との協働を学ぶこともできます。また持続可能な社会の実現にむけた新たな経済、ビジネスの在り方を考えるきっかけになればと考えています。



進め方 (50分) P4～5のねらい、進め方のヒント、解説を参照

学習活動 (3～4人のグループを作る)	指導上の留意点
<p>1. 導入 (10分)</p> <ul style="list-style-type: none">・SNSなどの投稿がもとになったトラブルを見聞きしたことがあるか、またトラブルに遭わないために気を付けていることはあるかなど、日ごろのネットとの関わりを各自 (またはグループ) で振り返る。 <p>2. 展開Ⅰ<ワーク1> (20分)</p> <ul style="list-style-type: none">・イラストを見て、「個人情報」が含まれていると思うものを考え、自分の考えを各自<ワーク1>の①に記入する。・イラストを見て、「他の人が嫌な思いをする」ことが考えられるものを、各自<ワーク1>の②に記入する。・①②で考えたことについて、グループ内で意見交換し、ワークシートに書き加え、まとめる。・①②について出た意見をグループごとに発表する。 <p>3. 展開Ⅱ<ワーク2> (15分)</p> <ul style="list-style-type: none">・<ワーク1>で気が付いたことのほか、解説ページ、資料、サイトなどを参考にして、SNSなどに投稿する際に気を付けたいことをグループでまとめる。 <p>4. まとめ・振り返り (5分)</p> <ul style="list-style-type: none">・まとめた内容をグループごとに発表する。	<ul style="list-style-type: none">・「先生は耳をふさいでおく」「怒らない」といった言葉かけや、SNSを否定的に捉える発言を避けることで、生徒が自由に発言できるよう配慮する。⑤ SNSは、生徒間で経験値に差があるため、グループで経験を共有することが好ましいが、アカウントの存在を知られたくないなどの複雑な心情を抱く生徒がいる場合もあるため、グループなどで共有しないようにすることも考えられる。その際には、簡単に代表的なSNS※の説明を適宜、加えるようにする。 <div data-bbox="842 745 1465 943" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>※中高生に人気がある主なSNS LINE、YouTube、Instagram、Twitter、TikTok、SHOWROOM、TwitCasting (ツイキャス)、LINE LIVE、17Live (イチナナライブ)、Pococha (ポコチャ) など</p></div> <ul style="list-style-type: none">・トラブルや、トラブルに遭わないために気を付けていることなどの発言から、「個人情報」について考える必要性を指摘し、<ワーク1>につなげる。・「個人情報」という言葉を知っているだけでは不十分であり、実際にどのようなことが「個人情報」にあたるのか判断できるようにすること、また複数の情報から「個人」が特定される可能性もあることなどに気付けさせる。・投稿の中に、「他の人が嫌な思いをする」ものが含まれている可能性があることにも気付けさせる。時間に余裕がある場合には、解説ページの「発展ワーク」を活用し、「不快」に思うことは人それぞれ違いがあることを確認する。・グループの発表を受けて、SNSなどに投稿する際には、どのようなことに気を付けたらよいかをまとめるように促し、<ワーク2>につなげる。・参考にした資料だけでなく、<ワーク1>を通して感じたこと、考えたことも含め、まとめるように促す。・<ワーク1>で気が付いたことや、<ワーク2>のポイントをもとに、インターネットで発信する際には、よく内容を検討するといった態度を養うようにする。⑤ 生徒用テキスト解説ページ (中学生向け P5、高校生向け P3) の「著作権」についても、適宜、触れるようにする。



進め方 (50分) P18 ~ 19 のねらい、指導のポイント、解説を参照

学習活動 (3 ~ 4 人のグループを作る)	指導上の留意点
<p>1. 導入 (10分)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの学習を振り返り、提示された開発のためのキーワードについて知っていること、どのようなことが問題になっているかなどを発表する。 <p>2. 展開 I (10分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ハンバーガーセットの絵と宣伝チラシを見て、3つのキーワード「フード・マイレージ」「食品ロス」「海洋プラスチックごみ」の視点から問題になることがないか、各自考え、発表する。 各自、発見した問題を解決するには、どのような「ハンバーガーセット」にすればよいか考える。 <p>3. 展開 II (20分)</p> <ul style="list-style-type: none"> グループごとに話し合い、提案する「ハンバーガーセット」についてまとめる。 考えた「ハンバーガーセット」について、宣伝チラシを書き、「こだわったところと、関連するSDGsの目標の番号」を書いて、まとめる。 <p>4. まとめ・振り返り (10分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各グループが話し合ったことを、発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 商品開発のためのキーワード「フード・マイレージ」「食品ロス」「海洋プラスチックごみ」を黒板に提示し、生徒の発言から現状の問題点を把握、共有できるようにする。 (キーワードについては、事前に学習の時間を取るか、調べ学習をするなどしておく。時間がない場合には、プリントや映像などを用意する。) SDGsについて未習の場合には、適宜、説明を加える。 ハンバーガーセット (実物、もしくはワークブックの絵を拡大したもの) とワークブックの「宣伝チラシ」を黒板に提示する。 問題点を発表させることで、商品開発への意欲を高めるようにする。 ワークシートを配布し、商品を開発することを説明し、環境などに配慮した「ハンバーガーセット」を考えるように促す。 提案する「ハンバーガーセット」の宣伝チラシ、「こだわったところと、関連するSDGsの目標の番号」は、発表用に掲示できるものを用意するとよい。 黒板などを利用し、各グループが考えた「ハンバーガーセット」の発表内容を共有できるように配慮する。 「こだわったところ」から、私たち一人一人が日常生活の中でできることを抽出し、日々の具体的な行動に結び付けるように促す。 例) プラスチックの包装をやめる → 過剰包装の商品を避ける 3つのキーワードの問題を解決するには、国を越えた実施や協力が必要であることにも気付かせ、国連によるSDGsの各目標についての理解を深める。



進め方 (50分) P12、P13～15のねらい、進め方のヒント、解説を参照

学習活動 (3～4人のグループを作る)	指導上の留意点
<p>1. 導入 (10分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 普段、どのような方法で支払っているか。シーンを提示して考えさせる。 例「コンビニエンスストアで支払う時は？」 「ネットで何か買った時は？」 など 黒板に分類して書かれた支払い方法が、どのような基準で分類されているか考える。 例「カードかスマホでの決済か」 「番号を打ち込むか、機械を通すか」 など 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシートを配布する前に、日常生活の中での支払い方法 (左側 例参照) を生徒に聞いていく。 生徒が答えた支払い方法を、黒板に「前払い」「後払い」「即時払い」に分類して書いていく。ただしここでは、分類がどのような基準でされているか、黒板に書いたり、説明を加えたりしない。 黒板に書かれた支払い方法が「どんな基準で分類されているか」を生徒に考えさせる。 意見がいろいろ出たところで、支払時期によって分類されていることを説明し、ワークシートを配る。
<p>2. 展開Ⅰ<ワーク1> (15分)</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの支払い方法の支払時期に留意し、どの選択肢を選ぶかを、各自考え、記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「寒くなってきたので、3万円のコートを買う」という条件を確認した上で、<ワーク1>に取り組むよう指示する。
<p>3. 展開Ⅱ<ワーク2> (15分)</p> <ul style="list-style-type: none"> グループごとに、<ワーク1>で自分が選んだ方法・理由を話し合う。 選んだ理由から、それぞれの支払い方法の長所・短所を考えてまとめ、グループごとに発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各グループの発表をもとに、それぞれの支払い方法の長所と短所を黒板に整理する。 選ばれなかった支払い方法についても、適宜、説明を加える。
<p>4. まとめ・振り返り (10分)</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの支払い方法の長所と短所をもとに、確実に支払うことができるか自分でよく考え、支払方法を決定することが大切であるということを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「コード決済」などについても適宜、説明を加え設定により支払いタイミングが異なることを確認する (本書P12・13コラム、P15注意を参照)。 「クレジットカード」や「立替払い型」決済などの「後払い」は、支払い終わるまでは「借金」であること、安易に使用すると多重債務に陥る可能性がある点を指摘。多重債務に陥った時には、消費生活センターが相談に乗ってくれることも伝える (生徒用テキスト高校生向け P13「多重債務に要注意！」参照)。



<展開例 4 >

高校 JUMP6

生活を設計しよう

進め方 (50分) P16 ~ 17のねらい、進め方のヒント、解説を参照

学習活動	指導上の留意点
<p>1. 導入 (5分)</p> <ul style="list-style-type: none">ひとり暮らしをした場合、どのようなことに費用が掛かるか考える。 <p>2. 展開 (35分)</p> <ul style="list-style-type: none">手順1の「食費」「住居費」「娯楽・交際費」「貯蓄」について、将来、望む生活を考えて、各自選択肢を選ぶ。発表を聞き、手順2のa～gの金額を記入する。手順3にならい、a～gの合計額を記入し、1カ月16万円以内で生活できたかを検証する。1カ月16万円以内で生活できなかった場合には、選び直すようにする (手順4)。手順1～4において、どのような選択肢を選び、また選び直したかなどについて、その理由と共に、近くの人やグループで話し合う。 <p>3. まとめ・振り返り (10分)</p> <ul style="list-style-type: none"><ワーク>を通して、感じたこと、分かったことを発表する。	<ul style="list-style-type: none">生徒の発言を適宜、黒板に書き出し、生活のさまざまな場面で費用が掛かることについて、気付くよう促す。<ワーク>の手順1に取り組むよう指示する。ただしここでは、「手取り16万円」ということだけで、詳しい説明はしない。各費用についても、金額を深く考慮するより、自由に生活をイメージして選ぶように促す。 ⑤生徒用テキスト高校生向けP14に各金額が掲載されていますが、見ないで取り組むよう、留意してください。手順1を選び終えたことを確認し、a～dのそれぞれの費用ごとに、①～③の各選択肢に掛かる金額を発表する。併せて、選択肢以外のe～gの費用「光熱・水道費」「交通・通信費」「その他の生活費」の金額も発表する。費用ごとに、各選択肢に掛かる金額を黒板に示し、1カ月16万円以内になる生活を選び直すことができるよう、工夫する (各金額は生徒用テキスト高校生向けP14参照)。生活にはいろいろな費用が掛かること。収入には限りがあるため (希少性)、ある費用に多くのお金を充てると、他の費用を抑えなくてはいけないこと (トレード・オフ) に気付かせる (本書P17解説参照)。どの費用にお金を掛けるかは個人の価値観によることなどを確認する。生きていく中で、金銭のほかに、時間、空間…といった資源を、どのように配分、活用したらよいのか考えることが重要であることにも触れるようにする。 参考として社会人のおおよその給料や、その使い道について示したり、年収や月収と「手取り額」の違いについても適宜、補足する (本書P17表参照)。



<授業で使える消費者教育教材が欲しい!>

つながる・かながわ

消費者教育

ーかながわ消費者教育サポートサイトー

つながる かながわ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/edu/index.html>



●国民生活センター HP

消費生活・消費者問題に関する
相談事例や対処法



<https://www.kokusen.go.jp/index.html>

<無料で講師を派遣して欲しい!>

●神奈川県
消費生活出前講座



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f531892/>

●神奈川県
インターネット被害
未然防止講座(出前講座)
※インターネット関係



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f535324/p1102712.html>

●神奈川県金融広報委員会

「知るほどと神奈川県」
くらしに役立つ身近な金融情報
※金融教育関係



<https://kanagawa-kinkou.jp/>

<消費者教育について詳しくなりたい!>

●クリーニング・オフについて

神奈川県HP
「クリーニング・オフのしくみ」



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f370211/>

●法律について

消費者庁HP
「法律について知りたい」



<https://www.caa.go.jp/business/law/>

●SDGsについて

国際連合広報センター



https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

<授業の参考になりそうな研修を受講したい!>

●神奈川県立総合教育センター

総合教育センター HP 「教員研修について知りたい」



<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenshu/index.html>

<消費生活に関するトラブルについて知りたい!>

P9 調べ学習に を参照

<最近の消費者教育の動向を知りたい!>

神奈川県消費生活課、消費者庁、国民生活センターなどの Facebook & Twitterなどをチェック!

Facebook→<https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter →https://twitter.com/kanagawa_shouhi

各教材に掲載の読み取りコード URL一覧

- 神奈川県内の消費生活相談窓口【STEP UP P8】
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f370207/index.html>
- フード・マイレージ (NHK for School)
【STEP UP P11、JUMP UP P15】
https://www2.nhk.or.jp/school/movie/clip.cgi?das_id=D0005310963_00000
- 食品ロス 食品ロスについて知る・学ぶ (消費者庁)
【STEP UP P11、JUMP UP P15】
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/education/
- 海洋プラスチックごみ 海洋プラスチックごみ (外務省)
【STEP UP P11、JUMP UP P15】
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page23_002892.html
- 海洋プラスチック問題について (WWF ジャパン)
【STEP UP P11、JUMP UP P15】
<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3776.html>
- かながわのSDGs (持続可能な開発目標) への取組み (神奈川県)
【STEP UP P11、JUMP UP P15】
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/sdgs/2030.html>
- かながわ中央消費生活センター【STEP UP P12、JUMP UP P16】
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f100356/>
- 若者専用メール相談フォーム【STEP UP P12、JUMP UP P16】
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=31239
- 神奈川県 消費生活のトラブルに気を付けて!【JUMP UP P8】
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>
- 奨学金貸与・変換シミュレーション (独立行政法人 日本学生支援機構)
【JUMP UP P13】
<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>
- 国の教育ローン 返済シミュレーション (日本政策金融公庫)
【JUMP UP P13】
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/ippan/sim.html>
- アニメでトラブルが分かる!! 動画で見る消費者教育 (神奈川県)
【JUMP UP P9】
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/edu/video.html>